

第 4 回

熊本県議会

# 決算特別委員会会議記録

令和元年10月 2 日

(平成30年度決算)

(環境生活部・農林水産部)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 4 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

令和元年10月2日(水曜日)

午前9時58分開議  
午前10時55分休憩  
午後0時59分開議  
午後2時46分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第25号 平成30年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について  
議案第34号 平成30年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第35号 平成30年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第39号 平成30年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(13人)

委員長 溝口幸治  
副委員長 内野幸喜  
委員 城下広作  
委員 吉永和世  
委員 西聖一  
委員 山口裕  
委員 増永慎一郎  
委員 濱田大造  
委員 橋口海平  
委員 楠本千秋  
委員 岩本浩治  
委員 末松直洋  
委員 吉田孝平

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長 田中義人  
総括審議員兼政策審議監 藤本聡  
環境局長 西尾浩明  
県民生活局長 無田英昭  
首席審議員  
兼環境政策課長 横尾徹也  
水俣病保健課長 梅川日出樹  
水俣病審査課長 坂野定則  
政策監 山口喜久雄  
環境立県推進課長 財津和宏  
環境保全課長 葉山清春  
自然保護課長 山下裕史  
循環社会推進課長 城内智昭  
くらしの安全推進課長 村上敏幸  
消費生活課長 吉田桂司  
首席審議員兼  
男女参画・協働推進課長 真田由紀子  
人権同和政策課長 森上大右

農林水産部

部長 福島誠治  
政策審議監 竹内信義  
生産経営局長 山下浩次  
農村振興局長 久保田修  
森林局長 古賀英雄  
水産局長 山田雅章  
首席審議員  
兼農林水産政策課長 渡邊泰浩  
団体支援課長 門崎博幸  
流通アグリビジネス課長 井上克浩  
農業技術課長 酒瀬川美鈴  
農産園芸課長 下田安幸  
政策監 徳永浩美  
畜産課長 上村佳朗  
農地・担い手支援課長 楮本亮治  
農村計画課長 福島理仁  
農地整備課長 渡辺昌明  
むらづくり課長 清藤浩文

技術管理課長 鉦 本 隆 男  
森林整備課長 松 木 聡  
林業振興課長 入 口 政 明  
森林保全課長 大 岩 禎 一  
水産振興課長 中 原 康 智  
漁港漁場整備課長 菰 田 武 志

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 瀬 戸 浩 一  
会計課長 村 上 勲

監査委員事務局職員出席者

局長心得 松 永 正 伸  
監査監 石 川 修

事務局職員出席者

議事課主幹 岡 部 康 夫  
議事課主幹 若 杉 美 穂  
議事課主幹 山 本 さおり

午前9時58分開議

○溝口幸治委員長 おはようございます。

ただいまから第4回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、午前に環境生活部の審査を行い、午後から農林水産部の審査を行うこととしております。

それでは、これより環境生活部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、環境生活部長から決算概要の総括説明を行い、続いて担当課長から順次資料の説明をお願いいたします。

初めに、田中環境生活部長。

○田中環境生活部長 環境生活部長の田中でございます。おはようございます。

平成30年度の決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のあ

りました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、環境生活部関係の事項につきまして、その後の措置状況を御報告をいたします。

済みません、着座のままでよろしゅうございますか。

○溝口幸治委員長 どうぞどうぞ。

○田中環境生活部長 「水俣病認定審査について、熊本復旧・復興4カ年戦略に基づき、4年間の知事の任期中に1,200件の審査を終えることを目標としているが、審査業務の推進に当たっては、スピード感を持って、かつ丁寧に対応すること。」という御指摘がございました。

これについては、平成28年度からの3年間で909件の審査を完了し、今年度も、審査会を既に3回開催し、150件の審査を完了しております。引き続き、迅速かつ丁寧に審査業務を進めてまいります。

御指摘に係る措置状況は以上でございます。

続きまして、環境生活部の平成30年度決算の概要について御説明を申し上げます。

説明資料の1ページをお願いいたします。

当部に関係する会計は、一般会計及び熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の2会計でございます。

まず、歳入でございますが、最下段の予算現額178億5,100万円余に対しまして、調定額、収入済み額はともに170億1,400万円余で、不納欠損及び収入未済はございません。

また、予算現額と収入済み額との差額でございます8億3,700万円余は、災害廃棄物2次仮置き場に係る原状復旧工事費が当初の見込みを下回り、受託収入が減となったことなどによるものでございます。

次に、歳出でございます。

最下段の予算現額238億1,900万円余に対しまして、支出済み額は223億6,700万円余、繰越額は5億6,000万円余、不用額は8億9,200万円余でございます。

不用額が生じた主な理由は、歳入と同じく、災害廃棄物2次仮置き場に係る原状復旧工事費が当初の見込みを下回ったことなどによるものでございます。

以上が平成30年度決算の概要でございます。

詳細につきましては、各課長が御説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○横尾環境政策課長 環境政策課でございます。

最初に、今年度の環境生活部における定期監査の結果ですが、指摘事項はございません。

それでは、環境政策課の決算について御説明いたします。

資料の2ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

右から4番目の予算現額と収入済み額との比較の欄ですが、220万円余の差額が出ていますのは、水銀フリー推進事業の水銀回収処理システム構築支援に係る補助事業が当初の見込みを下回ったためでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございます。

上段の一般管理費は、職員の時間外勤務手当でございます。

この項目につきましては、今回の決算から電算システムの変更があり、原則として各部署の筆頭課に一括して計上することとなりました。

中段の公害対策費は、職員給与費のほか、環境生活部政策調整事業、水銀フリー推進事

業などがございます。

不用額835万円につきましては、先ほどの水銀フリー推進事業の水銀回収処理システム構築支援に係る補助事業が当初の見込みを下回ったこと及び経費節減に伴う執行残でございます。

一番下の段の諸支出金は、後ほど御説明いたします、チッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計への繰出金でございます。

めくっていただいて4ページをお願いいたします。

ここからは、チッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計になります。

最初に、この特別会計の概要を御説明いたします。

チッソが行う補償金の支払いに係る資金の貸し付けや、当時の水俣病問題解決支援財団、現在の水俣・芦北地域振興財団がチッソに対して行いました一時金の支払いに係る資金の貸し付け等のために、県が起こした県債の償還等の円滑な運営を図るための特別会計でございます。

チッソへの金融支援につきましては、年度ごとにチッソの経常利益の中から可能な範囲での返済を求め、毎年度の償還額に対して不足する額を、国庫補助金で8割、全額交付税措置のある特別県債で2割というルールで県の財源に充当しております。

県の負担につきましては、平成12年のチッソへの支援措置決定の際の閣議了解におきまして、万一不測の事態が発生した場合には、国において万全の措置を講じるとされておきまして、必要な国庫補助や交付税措置がなされ、県の負担はございません。

それでは、内容について御説明させていただきます。

まず、歳入について、全ての項目で不納欠損額、収入未済額はございません。

4ページ上段の公害防止事業費事業者負担

金は、水俣湾の公害防止事業に係るチッソの負担金で、2億2,000万円でございます。

中段のチッソ貸付金元金、その下の利子は、水俣病認定患者に対する補償の支払いのためのチッソに貸し付けた貸付金の返済金で、計21億1,000万円余でございます。

下段は、旧水俣病問題解決支援財団に対する出資金に係る県債、いわゆる平成7年一時金県債の元利償還のための一般会計からの繰入金2億7,000万円余でございます。

5ページをお願いいたします。

上段の国庫支出金9億7,000万円余は、地方債償還に対する国からの補助金です。

中段は、特別県債の元利償還のための一般会計からの繰入金12億1,000万円余でございます。

下段の県債は、チッソに対する特別貸付金2億4,000万円余でございます。

おめくりいただきまして6ページをお願いいたします。

これは、水俣病特措法に伴う一時金支払い関係県債の元利償還金についての一般会計からの繰入金7億5,000万円余でございます。

歳入は以上でございます。

続いて、7ページからが歳出になります。

上段の水俣湾堆積汚泥処理事業費は、水俣湾の公害防止事業に係る県債の元利償還金、計2億2,000万円余、下段のチッソ貸付金は、水俣病認定患者に対する補償のための県債の元利償還金、計30億9,000万円余でございます。

先ほど御説明しましたとおり、チッソの経常利益の中から返済額と不足分については、8割の国庫補助金、2割の交付税措置のある特別県債で手当てされています。

8ページをお願いいたします。

上段の水俣病問題解決支援財団の出資費は、平成7年一時金県債の元利償還金で、計2億7,000万円余でございます。

下段の支援措置費、これは、特別県債によ

るチッソへの特別貸付金2億4,000万円余でございます。

9ページをごらんください。

上段が、特別県債の元利償還金、計12億1,000万円余でございます。

下段は、水俣病特措法に伴う一時金支払い関係県債の元利償還金、計7億5,000万円余でございます。

環境政策課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○梅川水俣病保健課長 水俣病保健課長の梅川でございます。

説明資料の10ページをお願いいたします。

歳入でございます。

不納欠損額、収入未済額はありません。

下から2段目、水俣病総合対策事業費補助について、予算現額と収入済み額との差が670万円余でございます。これは主に、胎児性・小児性水俣病患者等の地域生活支援事業におきまして、補助事業者からの交付申請額が見込みを下回ったためでございます。

ページ飛びまして、12ページをお願いいたします。

歳出でございます。

公害保健費の不用額が2億3,300万円余でございます。

不用額の主なものは、水俣病総合対策費等扶助費1億8,000万円余、水俣病総合対策事業2,200万円余でございます。いずれも実績が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

水俣病保健課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂野水俣病審査課長 水俣病審査課長の坂野でございます。

説明資料の13ページをお願いいたします。

まず、歳入についてでございますが、最上段に国庫支出金、最下段に諸収入を記載して

おります。

国庫支出金につきましては、記載のとおり、不納欠損額及び収入未済額ともにございません。

表の2段目及び3段目に、国庫支出金の内訳を記載しております。

公害健康被害補償事業事務交付金で86万円、水俣病総合対策事業費補助で109万円余、収入済み額が予算現額を上回っております。これは、国庫支出金の対象となる経費が当初の見込みを上回ったことなどによるものでございます。

次に、最下段、諸収入でございます。

諸収入につきましても、表に記載のとおり、不納欠損額及び収入未済額ともにございません。

続きまして、資料を1枚おめくりいただいて、14ページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

最下段の公害保健費でございますが、3,535万円余の不用額が出ております。これは、右側の備考欄に記載しておりますが、水俣病認定検診費等に係る支出額が当初の見込みを下回ったことなどによるものでございます。

水俣病審査課の説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○財津環境立県推進課長 環境立県推進課の財津でございます。

資料の15ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、不納欠損、収入未済はございません。

16ページをお願いいたします。

最上段の環境保全基金繰入金でございますが、予算額に対しまして収入済み額が307万円余の減額となっております。これは、基金充当事業におきまして、実績額が所要見込み額を下回ったことにより、基金の取り崩し額が減額となったものでございます。

17ページをお願いいたします。

歳出でございます。

最下段の計画調査費でございますが、これは、主に企業局の工業用水道事業に対しまして一般会計からの貸付金や地下水保全条例に基づく許可制度等の運用、また、地下水保全のための事業でございます。

不用額269万円余は、主に経費節減等に伴う執行残でございます。

18ページをお願いいたします。

2段目の公害対策費でございますが、これは、くまもとらしいエコライフ普及促進事業などの地球温暖化に対する事業、また、環境センターの運営や環境センターの拠点機能の強化として、常設展示のリニューアルに関する事業などでございます。

不用額763万円余は、主に環境センターのリニューアル事業における入札残や経費節減等に伴う執行残でございます。

最下段の工業用水道事業会計等繰出金でございますが、これは、企業局の工業用水道事業会計におけます企業債の償還等に対しまして、一般会計から支出する繰出金でございます。

環境立県推進課は以上でございます。審議のほどよろしくをお願いいたします。

○葉山環境保全課長 環境保全課の葉山でございます。

説明資料の19ページをお願いします。

まず、歳入に関する調べでございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

下段の水道関係費補助について、予算現額と収入済み額との差が1,560万余ございますが、これは、市町村が実施する補助事業の施工計画変更等により減額となったものでございます。

ページを飛びまして、次に22ページをお願いいたします。

歳出でございますが、主なものを御説明い

たします。

まず、衛生費のうち、上から2段目の公害対策費でございますが、これは、煙突内部の断熱材などで使われていたアスベストの有無を調べる県有建築物アスベスト（レベル2）使用状況調査事業でございます。

不用額910万円余については、経費節減及び入札に伴う執行残でございます。

次に、3段目の公害規制費でございますが、主な事業といたしましては、大気汚染防止法に基づき、県内36カ所の測定局において、光化学オキシダントやPM2.5等の大気汚染物質の常時監視を行っております大気汚染監視調査事業、原子力規制庁からの委託事業であります環境放射能水準調査、河川、海域及び地下水の水質環境監視事業等でございます。

不用額1,560万円余につきましては、入札に伴う執行残でございます。

次に、下段の環境整備費でございます。

主な事業といたしましては、市町村が実施する水道施設の更新等に対して補助する水道施設整備事業、上天草・宇城水道企業団の企業債利子償還に対して補助する水道広域化施設整備利子補給事業、水道法に基づく事業認可や指導監督、飲用井戸の衛生対策等を行う上水道費等でございます。

不用額1,690万円余につきましては、備考欄に記載のとおり、水道施設整備事業における市町村の施工計画変更及び入札残等による補助所要額の減によるものでございます。

環境保全課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山下自然保護課長 自然保護課長の山下でございます。

資料の23ページをお願いします。

まず、歳入ですが、不納欠損、収入未済はございません。

主なものを説明いたします。24ページをお

願いたします。

2段目の自然環境整備交付金、その2段目の環境保全施設整備交付金、これらは、国立公園内の施設整備等に対する国の交付金ですが、予算現額に比べ、それぞれ2億3,800万円余、8,200万円余の減収となっております。これらは、事業を翌年度に繰り越したため減額となったものです。

なお、繰り越しに関しましては、後ほど説明いたします。

26ページをお願いします。

歳出でございます。主なものを説明します。

27ページをお願いします。

上段の観光費は、国立公園内の施設整備等に関する事業ですが、7,900万円余の不用額は、大観峰園地のトイレ排水施設整備において、地元調整難航により事業費を減額したため不用となったものです。

減額した工事については、本年度に実施することとしております。

下段は、観光施設災害復旧費ですが、これは、自然公園施設の災害復旧事業で、1,600万円余の不用額は、入札及び設計変更に伴う執行残です。

続いて、附属資料の1ページをお願いいたします。

平成30年度繰越事業調べの明許繰り越しです。

2段目の国立公園満喫プロジェクト推進事業のうち、九州自然歩道（兜岩線）は、展望施設の改修を行うもので、4,700万円余を繰り越しておりますが、右から2段目の繰越理由のとおり、工事着手時期に関する地元関係者との調整に期間を要したことにより繰り越したものです。

4段目の菊池溪谷園地ほかについては、菊池溪谷館の建てかえを行う菊池市への補助で、8,800万円余を繰り越しておりますが、入札不調により繰り越したものです。

6段目以降につきましては、平成30年度の国の補正予算で、古坊中駐車場の舗装で5,100万円余、九州自然歩道(菊池溪谷)の落石対策で1億1,800万円余など、3件の事業で繰り越しておりますが、右の理由欄にありますとおり、いずれも国の交付決定が年度末になったために繰り越したものです。

2ページをお願いします。

事故繰越です。

1段目の国立公園における国際化・老朽化等整備交付金事業は、天草ビジターセンター改修で1億400万円余を繰り越しております。

また、3段目、4段目は、国立公園満喫プロジェクト推進事業の国補正事業で、仙酔峡園地の整備で1,500万円余、草千里駐車場の整備で1,800万円余を繰り越しております。

右の理由欄にありますとおり、熊本地震の影響で人材等の確保が困難になったことや、他事業との調整に不測の日数を要したことにより繰り越しを行ったもので、全ての事業が既に完了しております。

自然保護課は以上です。御審議のほどよろしくをお願いします。

○城内循環社会推進課長 循環社会推進課の城内でございます。

説明資料にお戻りいただきまして、28ページをお願いいたします。

歳入につきまして、不納欠損額及び収入未済額はございません。

主なものについて御説明いたします。

まず、使用料及び手数料につきまして、3段目の産業廃棄物処理業許可申請手数料の減を主な理由として、予算現額に比べ313万円余のマイナスとなっております。これは、申請件数が補正予算時の見込みを下回ったことによるものでございます。

続きまして、29ページをお願いいたします。

国庫支出金につきまして、3段目の地方創生推進交付金で4,565万円余のマイナスとなっております。これは主に事業の繰り越しに伴うものでございまして、後ほど歳出とあわせて附属資料により御説明いたします。

続きまして、飛びまして、おめくりいただいて、31ページをお願いいたします。

諸収入でございます。

予算現額に比べ、4億1,588万円余のマイナスとなっております。これは、主に3段目の災害廃棄物処理事業受託収入の減によるものでございます。

これは、市町村から県が受託しておりました2次仮置き場の原状復旧工事におきまして、主に路盤材の処理が非常に安価にできたこと等によりまして当初の見込みを下回り、受託額が減少したことによるものでございます。

続きまして、32ページをお願いいたします。

歳出でございます。主なものを御説明いたします。

中段の公害対策費につきましては、当課職員の給与やバイオマス利活用の推進に要する経費を主な内容としております。

不用額の210万円につきましては、主にバイオマス利活用推進事業に係る事業実績が当初の見込みを下回ったことによるもので、翌年度への事業の繰り越しにつきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

下段の環境整備費につきましては、従来、廃棄物の適正処理や3Rの推進に要する経費等を主な内容としておりますが、平成30年度におきましては、熊本地震に伴う災害廃棄物処理の経費も含んで計上しております。

不用額として4億3,394万円が生じておりますが、これは、主に先ほど歳入で御説明いたしましたとおり、2次仮置き場の原状復旧工事が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。



続きまして、別冊の附属資料の3ページをお願いいたします。

平成30年度繰越事業調べでございます。

バイオマス利活用推進事業で、国庫支出金4,500万円を含む9,000万円を本年度への明許繰り越しとしております。

これは、竹の総合利活用による循環型ビジネスの構築を目指す民間事業者に対する地方創生交付金を活用した補助事業におきまして、事業者が製造機械のふぐあいの解消等に時間を要し、事業の進捗がおくれたため、本年度へ繰り越しを行ったものでございます。

なお、既に機械のふぐあい等も解消され、製造プラントも稼働しており、本年度内には全て執行予定でございます。

循環社会推進課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○村上くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課長の村上でございます。

資料の33ページをお願いいたします。

まず、歳入に関する調べでございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、34ページをお願いいたします。

歳出に関する調べでございます。

3段目の交通安全対策促進費でございますが、交通安全推進連盟への補助や交通事故相談業務など、交通安全総合対策の推進に係る経費でございます。

次に、最下段の諸費は、県民の防犯意識を高めるための広報、啓発など、犯罪の起きにくいまちづくりの推進や犯罪被害者等支援に係る広報、啓発等の経費でございます。

なお、不用額172万円余は、嘱託職員の採用期間の短縮、実態調査委託の入札残等に伴う執行残でございます。

次に、35ページをお願いいたします。

3段目の青少年育成費でございますが、青少年育成県民会議への補助や青少年の台湾派遣、有害環境調査やフィルタリング普及促進

等の少年保護育成条例の運用など、青少年の健全育成推進に係る費用でございます。

不用額182万円は、協議会開催、立入調査等に伴う執行残でございます。

最後に、最下段の農業総務費は、食品表示制度の啓発指導や食の安全安心確保に係る普及啓発、残留農薬等の食品検査に係る経費でございます。

不用額141万円余は、啓発用ピンバッジの入札残、嘱託職員の年度途中の退職等に伴う執行残でございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○吉田消費生活課長 消費生活課でございます。

説明資料の36ページをお願いいたします。

歳入に関する調べでございます。

全ての歳入につきまして、不納欠損及び収入未済はございません。

36ページの上から3段目、地方消費者行政活性化交付金が、予算現額に対して108万円余の減、同じく、一番下の段、地方消費者行政強化交付金が、予算現額に対して209万円の減となっております。これは、当初の見込み額を実績額が下回ったものでございます。

続きまして、38ページをお願いいたします。

歳出に関する調べでございます。

消費者行政推進費は、県消費生活センターにおける消費生活相談や啓発事業、市町村の行う消費者行政への補助金、多重債務者等への生活再生支援事業、熊本地震の被災に伴う復旧、復興について、消費生活の面からの支援事業などを主な事業としております。

697万円余の不用額を生じておりますが、その主な理由は、市町村の実績額が当初申請額を下回ったことと入札残及び経費の節減に伴う執行残でございます。

消費生活課は以上でございます。御審議の

ほどよろしくお願いいたします。

○真田男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課長の真田でございます。

資料の39ページをお願いいたします。

歳入でございます。

不納欠損額、収入未済額はございません。

上から2段目の地域女性活躍推進交付金におきまして、予算現額と収入済み額の差が52万円余でございます。これは、事務費節減等により実績額が見込み額を下回ったことによるものでございます。

おめくりいただき、40ページをお願いいたします。

歳出でございます。主なものを御説明いたします。

一番下の社会福祉総務費でございますが、これは、主にくまもと県民交流館の管理運営経費及び女性活躍促進事業を含めた男女共同参画の推進のための事業経費でございます。

なお、不用額384万円余につきましては、各事業の経費節減等に伴う執行残でございます。

男女参画・協働推進課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○森上人権同和政策課長 人権同和政策課、森上でございます。

説明資料の41ページをお願いいたします。

歳入でございますが、国庫支出金につきまして、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、42ページをお願いいたします。

歳出でございますが、上から1段目の諸費につきましては、563万円余の不用額が生じております。これは、広報啓発事業の入札に伴う執行残でございます。

次に、2段目の社会福祉総務費につきましては、249万円余の不用額が生じております

が、これは、主に隣保館の老朽化工事の入札に伴う執行残でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○溝口幸治委員長 以上で説明が終わりました。

それでは、質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

○城下広作委員 環境政策課の部分で、水銀フリーの取り組みの部分で、今の現状を教えてください。ここで言っているこのシステムの構築の支援、この内容をもうちょっと詳しく教えてください。

○横尾環境政策課長 環境政策課でございます。

今の御質問にお答えします。

まず、水銀フリー推進事業の現状ということなんですけれども、今3本柱で進めておまして、水銀含有廃棄物の適正処理の推進ということが1つ。それから、2番目に、海外の水銀専門家の育成支援ということで、これは、海外からの留学生に対しての奨学金制度を設けております。3番目が、国内外への情報発信ということで、30年度は水俣条約の5周年の記念だったものですから、びぶれのほうで記念の行事を行っております。

そういう3本柱で進めながら、今御質問のあった水銀回収処理システムの構築支援ということなんですけれども、これは、30年度の事業につきましては、約700万ありまして、国庫が300万、それから県費が300万で、あと事務費が100万ほどあります。

これが、背景としましては、平成29年に水俣条約が発効いたしまして、それに伴いまして廃掃法が改正になりまして、水銀の排出業者のほうの処理の責任が明確になっております。

ところが、現状としましては、そういう、特に問題なのは廃蛍光管、あれが微量な水銀が入っておりますけれども、あれの90%が県外で処理をされているということでございます。

その当時、県内で処理すると、1キログラム大体80円で処理できるところが、県外の業者に頼みますと、運搬するものですから、120円ほど、要は1.5倍ほどかかるということで、何とか県内の業者、これは県内の業者といっても1社しかないんですけれども、そこに力をつけていただきたいということで、中間処理に係る設備投資とか実証実験への補助を実施するというので、県内の水銀回収とか処理能力の向上を図るということで、補助事業を設けさせていただきました。

30年度の実績としましては、その廃蛍光管を砕くための破砕機を増設しましたり、砕いたやつを金属とそのガラス分に分けまして、ガラス分を燃焼させて、その水蒸気から水銀を取り出すわけなんですけれども、そういう焼却用トレーの増加ですとか、そして、蒸発させるものですから、そのごみが、ごみというか、燃焼のあれが出ますので、それをフィルターで、外に排出するときに、当然有害なものが出ないようにフィルターを設けますので、そのフィルターの更新とかをやっております。

水銀処理回収システムの構築支援については、概要はそういうところでございます。

○城下広作委員 ありがとうございます、詳しく。

私が最終的に確認したいのは、いわゆる条約直後は、いわゆる血圧計だとか体温計だとか、皆さんあんまり使わないのは回収しましょうと、こういう蛍光管も適切な回収の流れに沿って集めましょうというふうに、最初はよかったんですけれども、最近は、そういうのがある程度まだ徹底しているのか、だんだん

だんだん流れが落ち着いて、ほとんど回収の部分が鈍化しているのか、こういう状況をちょっと聞きたかったんです。それはどうです。回収の量としてはどうなんです。

○横尾環境政策課長 水銀の回収量なんですけれども、我々環境政策課のほうで、前年度の実績に対しまして、同じ量の水銀を買い取るというような事業をやっておりまして、それを見ますと、今委員おっしゃられたように、大体横ばいで、そんなに変わらない。大体年間10キロぐらいで、キャンペーンをやったときはかなり多く集まったんですけれども、それ以外は大体10キロ程度で推移しているような感じでございます。

○城下広作委員 ありがとうございます。

いずれにしろ、熊本県内で条約が締結され、そして熊本がモデルになって、水銀は要するにもう外に出さない、外国にも出さない、そして、現在使われているものも、回収に対してはきれいな回収、水銀をやりましょうということを発信した県ですので、頑張っていたいただきたいということをつけ加えておきたいと思います。ありがとうございます。

○溝口幸治委員長 ほかにございませぬか。

○西聖一委員 自然保護課にお尋ねします。

2点ですけれども、1つは、言葉を教えてもらいたいんですけれども、自然保護費、26ページです。一番下に、特定外来生物スパルティナ属、ちょっと聞きなれない言葉ですけども、これを1つ教えてもらいたいのと、もう一つは、その上の段の鳥獣保護センター管理の事業ですね。

今ちょっと新聞等でも問題になっているようですけれども、非常に運営が厳しい、また、受けている団体のほうも、来年以降はできないんじゃないかという話もちょっと出て

いるようですけれども、ここら辺の運用についてはどのように考えているか、お尋ねいたします。

○山下自然保護課長 まず、スパルティナについてでございますが、スパルティナ属といいますが、干潟アシと違って、汽水域に生息するアシで、特定外来生物でございます。繁殖力が高くて、地下茎が伸びることから、干潟が陸化するおそれがあるということで、特定外来生物ということで駆除を行っているものでございます。国内では、熊本県と愛知県のみに見つけられております。

駆除といたしましては、特定外来生物の主管課が環境省でございますので、環境省と役割分担をしながらやっております。現在、白川域は、環境省と国交省が工事を管理をしております。坪井川については、県のほうで防除を行っております。今後、大野川とまだ残っているところについて、防除を進めていくということにしております。

続いて、鳥獣保護センターでございますが、鳥獣保護センターの運営につきましては、毎年、公募による事務委託を行っております。債務負担行為を設定した上で、前年度末に委託金額と業務内容を提示して公募を行っております。

ただし、応募は、現在、受託していますNPO法人九州鳥獣保護協会しかない状態で、当該NPOが継続して運営を行っているということです。

赤字が出ているという報道がなされておりますが、具体的に何が幾らとかいう、具体的な相談は受けておりませんし、まず、毎年年度末に提出される事業実績については、適正に行われているという報告書が上がってきているという状態でございます。

自然保護課としましては、適正な金額と認識しておりますが、来年度予算については、再度事業内容を精査いたしまして、必要な予

算額を要求していきたいと思っています。

当該NPOが、来年度以降、その業務を受けないという意思表示をされておりますことについては、現在、来年度以降の業務の引受先について、関係団体と協議を行っているところでございます。

以上です。

○西聖一委員 じゃあ、センターの管理のほうはまたよろしく御検討いただいて、さっきのスパルティナの愛知県と熊本県ということですけども、いろんな川に入っているんですけども、原因は何でこの熊本に入ってきたんですか。

○山下自然保護課長 原因がわからない……多分誰かが持ち込んだということだと、持ち込んだといえますか、何かについてきたとか持ち込んだということだと思うんですが、それでも熊本と愛知県という特定の場所というのが、その原因究明まではなされておられません。

○西聖一委員 わかりました。

○末松直洋委員 スパルティナの件なんですけれども、スパルティナの防除の方法というのは、どんな感じでやっているのでしょうか。

○山下自然保護課長 スパルティナの防除ですけれども、スパルティナが、まず汽水域干潟にあるということで、なかなか作業が難しいでございます。

これまで行いましたのは、干潮時に重機を持って行って、掘り取って処分をするという方法と、昨年行いましたのは、ビニールシートで覆いまして、光合成を阻害して成長をとめるという方法、2パターンやっております。

掘り取りについても、やはり完全に除去と

というのは難しいようでして、継続して観察をしながら、追加防除をやっていく必要があるというような状況でございます。

○末松直洋委員 掘り取るのも非常に難しいと思うんですけども、ビニールを覆って光合成を阻害して除去するということですが、根まで実際枯れているのかどうか、確認できますか。

○山下自然保護課長 坪井川で行いましたその被覆については、今のところ発生は余り見られていませんので——あけて確認するとまた日が当たりますので、そのまま観察をしていくということになります。

○末松直洋委員 それで枯れたらよかですけども、もし枯れぬだったら違う方法をとらんといかぬので、そこら辺もよろしく願いいたします。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○岩本浩治委員 18ページでございます。環境立県推進課に教えていただきたいんですが、くまもとらしいエコライフ普及促進事業という、これはどういう中身で成っているのか、教えていただきたいわけです。

○財津環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

くまもとらしいエコライフ普及促進事業ということで、これは、地球温暖化対策に関連する事業でございますが、事業費、支出1,800万円の中の大きな事業としましては、環境フェアの開催であったり、また、いわゆる地球温暖化防止ということで、それぞれ電気を消したりとか、それぞれ一人一人が地球温暖化防止に寄与するような行動をとってほしいということで、広報、啓発、いろんなポス

ターをつくったり、グッズをつくったり、また、テレビ局とかとタイアップして周知をやっている、そういう事業でございます。

○岩本浩治委員 これは、地球温暖化対策ということで、大体ずっと進んでいっておるのでしょうか。

○財津環境立県推進課長 熊本県としまして、地球温暖化対策として、温室効果ガス排出目標というのを県のほうでつくっております。それは、ここ3年間、毎年、前年度比減少ということでクリアをしておるというような状況でございます。

○岩本浩治委員 わかりました。ありがとうございました。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○増永慎一郎委員 自然保護課にちょっと伺います。

非常に、何というか、さっき鳥獣保護センターの話とかもありましたけれども、今いわゆる有害鳥獣の駆除とか、片一方では、自然保護課では自然を守るという、農林水産部と非常に連携をしていかなければいけない。それから、自然公園の管理なんかにしても、何か自然保護課が担う部分と、観光として見た場合には商工観光労働部が見らなければいけないという、その辺の、何とかな、横のつながり、これが何か非常に薄いような感じがしているんですよ。

予算の使い方等も、自然保護課に言っても観光のほうに言ってもだめだとか、有害鳥獣の駆除にしても、自然保護課に言っても農林水産部に言っても、なかなか横のつながりがなくてというような形なんですけれども、そういった予算の使い方というのは、まあ縦割りでぱっと決めてあるとは思うんですけど

も、その辺は何か調整をされているんですね。

○山下自然保護課長 まず、有害駆除につきましては、農林水産部のむらづくり課、森林整備課、それから私たち自然保護課等々を入れまして、鳥獣被害対策プロジェクトチームというのをつくっております。

すみ分けから言いますと、農作物被害対策を農林水産部のほうで、頭数管理、例えば駆除の許可とか、そういったものを自然保護課のほうで担当するというようなすみ分けといえますか、をやっておりますが、常に協議はしながら、情報共有しながらやっております。

我々がします自然公園施設につきましては、今課題になっていますのが、かなり以前につくった公園施設が老朽化している問題が出ております。所管としましては、自然公園、国立公園、国定公園の中にある園地、これは指定するんですけれども、園地内の施設は自然保護課がしますというふうな形です。その中でも、観光施設として観光部局がつくったのもございます。このあたりが、今のそのすみ分けとしたら、当初つくった課が管理していくということで、今すみ分けを図っております。

○増永慎一郎委員 直接お話もしているんですけども、例えば、今インバウンドでかなり外国からお客さんが来られて、例えば山都町の通潤橋にあるトイレなんか、自然保護課が管理をしているけれども、出先の上益城地域振興局の農林部がそれを見ていて、一番使っているのは観光を目的に来られている方というような形で、どこが一番主管になってやるのか。急いでやらなければいけないのに、自然保護課が管理している上で予算がないからできないというふうな形になっているので、その辺を、何というか、きちんともう

一遍見直しをされて、ここまでは自然保護課でやるけれども、ここの部分に関しては商工観光労働部でやってくださいとかいうのをもう一遍ちょっと見直したほうが、きちんとした予算の使い方ができるだろうし、スピード感を持ってやれるんじゃないかというように思いますけれども、その辺は課長のあれじゃなかなか難しいと思いますけれども、ぜひ、きょうは回答はいいですけども、ぜひ要望としてその辺の——非常に大事なことだと思うんですよ。ですから、ぜひ検討していただくように要望しておきます。よろしく願います。

○溝口幸治委員長 今のは、最近、インバウンドは、特に、我々が思っていない、何か自然風景とか、自然が観光客に受けたり、海外の人に受けたりして、そこにやっぱり光が当たってくるので、今おっしゃったような横の連携、役割分担、やっぱり今から大事だと思うんですよね。自然保護の保護をするという観点と活用するという観点と、そういったものをしっかり持ち合わせてやってほしいということだと思いますので、それは観光サイドあるいは農林サイドとしっかり連携をやっていただきたいと思います。

○田中環境生活部長 私ども、今課長が御説明しましたように、公園の中の施設として指定をされたものを管理で——市町村でおつくりをいただいた部分もございますけれども、やらせていただいております。

毎年といいますか、来年度の予算要求時に、市町村のほうにもお尋ねをして、そして改修したいところとか、私どものほうで判断するところもございますが、そういう御要望をとった上で、そして国と協議をして、そして国のほうの補助金もいただくようにしておりますけれども、年度が変わって新年度になって、またいろんな事情も出てきますので、

私どもの手元に持っている予算、それから観光部局のほうを持っている予算、いろんなところと御相談しながら、その優先順位というのは適宜判断を、変えられるものは変えながら迅速に対応してまいりたいと思っております。

御指摘がございました件につきましては、話を伺っておりますので、しっかり検討させていただきますきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 ありがとうございます。

○城下広作委員 ちょっと自然保護課に聞きたいんですけども、鳥獣では、イノシシ、鹿、猿、よく下界にもたくさんおりますけれども、これは適切な数というのはどのくらいで、現状はどのくらいいるというのは——何かイノシシは数がつかみにくいというのは聞いたけれども、猿とか鹿は、個体数がどのくらいいるというのは何かわかるんですか。

だけど、適切な数というのはどのくらいで、それに向かって保護するのと駆除するので、そういう何か目標とか数値は明確になっているんですか。それに向かって取り組んでいるのか、もう漠然と、とにかく多かけんどうかせえとか、そういう次元なのか、それと、計画に基づいてされているのか。

○山下自然保護課長 鹿につきましては、本会議の質問でありましたように、生息頭数の調査をやっておりまして、前回5年前で5万8,000頭ぐらいいると。これに対して、最終目標、適正頭数を7,000頭というふうに設定しております。

これに基づいて、大体毎年、有害捕獲と狩猟を合わせて1万7,000頭ぐらいをとっているんですが、子供が産まれたりしますので、とった分が減るわけじゃなくて、引き続き、

この7,000頭に向けて適正な頭数管理に努めていくということにしております。

イノシシにつきましては、年間で子供をたくさん産みますし、ふんの分解が早くて、鹿でありますふん粒法とかいうことで個体数の把握ができないものですから、イノシシについては、被害額を軽減するという目標で今取り組んでいるところでございます。大体3万2,000頭ずつぐらいは捕獲しているんですけども、まだまだ減っていないという状況でございます。

猿につきましては、これも生息数というのは把握できておりませんが、猿の考え方は、群れの猿は、一応山の中で自活しているんですけども、離れ猿、群れから離れた分については、人の生活圏に入ってきますので、離れ猿については捕獲をするという方針で今対応をしているところでございます。

○城下広作委員 鹿は5万7,000ぐらいいて、実際には7,000ぐらいが適当な量だというと、相当多いですね。かなり頑張らにやいかぬですね。

猿は、なかなか、集団でやっていると、我々人間にはあんまり邪魔にならないというか、だけど、農作物にはいろいろ影響もあるでしょうね、やっぱりそういう意味では。だけど、これも適正な量である程度整理したほうがいいということで、その数字がはっきりしないと、なかなかどれだけ駆除していいかという、お金の使い方、予算立ても方法も違ってくるでしょうから、これは理論立てはしっかりしておかないと、バランスが崩れた取り組みになってしまうから、それはしっかり頑張らにやいかぬですね。

○山下自然保護課長 鹿につきましては、本年度、新たにまた生息調査を行うこととしております。5年置きに実施することとしております。

イノシシにつきましては、今申し上げましたように、なかなか頭数把握が難しいものですから、国に対して、正確によりなるべく簡便に生息頭数の把握ができるように要望等を行っているところでございます。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○吉永和世委員 水俣病認定審査について、先ほど部長から、1,200件、知事の任期中に終えるという説明がありましたけれども、今年度から天草等に機材を持ち込んでスピード感を持ってやっていただいているということで、非常にありがたいなと思っているんですが、先ほど部長が1,200件達成しますと言われなかったのが、ちょっと何か問題があるのかなというふうに感じた部分もあるんですが、そこら辺は達成できそうなんですか。

○田中環境生活部長 今委員のほうからお話がありました、その検診機器の整備をさせていただきまして、そして職員の配置もふやしていただきましたし、あと、実際に検診に当たっていただく先生方も、大分協力をいただく先生がふえましたので、私どもの体制としては、1,200件、目標達成できるものと思っておりますが、申請者の方にも御都合がございまして、こちらのほうからお願いをしても、その日は体調が悪いとか、ほかの事情があつて受けられないとか、そういう方がございます。

なるべくそういう——基本的には申請順でやらせていただいて、そういう方が出てきた場合には、次の方、次の方というふうにはやっていくんですけども、今申し上げました、相手様の事情にも配慮しながらということで、100%この場でできますというふうには、残念ながら、済みません、申し上げられません。気持ちとしてはあるいは体制としてはできる状態でございますけれども、結果と

いう話になりますと、相手様の御都合があるので、その点については御理解をいただきたいと思います。

○吉永和世委員 体制的にはできるということなので、そういう準備はできている、あとはその申請されている方々の都合ということなんでしょうけれども、基本、申請されている方というのは、認定審査を早く受けることが本来あるべき姿なんだろうなと思うんですけども、そこはしっかりとスピード感を持って、丁寧に、そこは早く審査を受けていただくように、ぜひ努力いただきたいなというふうに思います。まだ言い足りないことがあれば。

○田中環境生活部長 その丁寧ににつきましては、例えば、御病気の方で、通常であればこちらの検診の場所まで来ていただくんですけども、場合によっては往診をしたりですか、来ていただくのも、これまで天草の方は船でこちらのほうに来ていただくんですけども、その船の数をふやしたりとか、なるべく相手の方が受けていただけるような、今御指摘がございました、相手の方に対しての丁寧な対応を続けて、できるだけ目標達成できるように頑張つてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○吉永和世委員 せっかくなので、その認定申請されている方々はどのような方々なのか、それがわかれば、ぜひちょっと教えていただければと思います。

○坂野水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

ただいま水俣病の認定の申請をされている



方につきましては、9月11日現在で533人いらっしゃるような状況でございます。そのうち、県内の方が309人、県外の方が224人というふうな状況でございます。

状況といいますと、本当さまさまな方がいらっしゃるしまして、仕事をされている方あるいは施設のほうに入所されている方、いろいろな方、年齢につきましても、40歳代から90歳代の方までいらっしゃるというふうな状況でございます。

その分類を特に今整理しているわけではございませんが、非常にさまさまな方がいらっしゃるというような状況でございます。

以上でございます。

○吉永和世委員 新規の方もいらっしゃるでしょうし、そうでない方もいらっしゃるでしょうし、複数回という方もいらっしゃるだろうと思うので、その割合がわかれば教えていただきたいと思えます。

○坂野水俣病審査課長 特に、今この533人についての、複数回かどうかというのは、今手元にお持ちしておりませんが、以前確認した際は、申請者の約3割程度が複数回申請されている方というふうに確認をいたしております。

以上でございます。

○吉永和世委員 わかりました。

そういう、もう数回という方も現実には出てきているということで、割合が高まってきているんだなというのを感じております。さつき部長がおっしゃったように、スピード感を持って、丁寧に、ぜひ進めていただければと思えますので、よろしく願いいたします。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。いいですか。

それでは、質疑を終了いたします。

なければ、これで環境生活部の審査を終了いたします。

ありがとうございました。お疲れさまでした。

お昼は、1時から再開いたします。

午前10時55分休憩

午後0時59分開議

○溝口幸治委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

それでは、これより農林水産部の審査を行います。

執行部の説明を求めた後に、質疑を受けたいと思えます。

それでは、農林水産部長から決算概要の総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

福島農林水産部長。

○福島農林水産部長 それでは、着座にて失礼します。

決算の御説明に先立ちまして、昨年度の決算特別委員長報告において、施策推進上改善または検討を要する事項等とされた3点について、その後の措置状況を御報告いたします。

第1点目は、各部局に共通する事項として、「未収金の解消については、関係部局において厳しい状況の中で回収に努めていることは理解しているが、財源の確保及び負担の公平性の観点から、費用対効果も十分踏まえながら、さらに適切かつ効率的な徴収対策を講じ、より一層徴収促進に努めること。」との御指摘でした。

これにつきましては、部内に設置した未収金対策会議を通じ、各課の取り組み状況や課題を共有し、債務者の資産状況に応じた財産差し押さえや分納誓約書による分割納入等により、近年着実に縮減してきましたが、昨年

9月に行った牛深漁港での行政代執行による放置船撤去の経費が新たに未収金として加わっております。

引き続き、部を挙げて未収金の解消に努めてまいります。

第2点目は、「球磨川水系魚族増殖費寄附金について、寄附者の不利益にならないよう配慮し、あり方の検討を行うこと。また、この寄附金により実施している事業の委託先を含めた内水面漁業協同組合について、適正な団体運営が図られるよう指導監督を行うとともに、工事に係る協賛金の取り扱いについても、土木部と連携し、適切に対応すること。」との御指摘でした。

まず、球磨川水系魚族増殖費寄附金につきましては、今年度の事業着手に際して、寄附者からは、当初、県を介した事業の継続を望む強い意向はあったものの、見直しの必要性に理解を示されたことから、今年度は、従来の事業体系で実施しながら、次年度以降の事業のあり方について、今年度末までに結論を出すべく、寄附者との協議を進めております。

次に、内水面漁業協同組合への適正な団体運営を図るための指導監督につきましては、寄附金による事業の委託先である球磨川漁協に対し、一昨年来、自主的な改善を促しつつ、必要な指導を続けてきた結果、本年6月に新役員が選出されました。その後、9月11日には、これまで開催されていなかった通常総代会がようやく開催されたものの、新役員の選出方法をめぐり混乱し、流会となったため、再度の総代会開催に向け、必要な指導を行っております。

また、工事に係る協賛金の取り扱いにつきましては、内水面に影響を及ぼす工事を実施する際に、発注者の責務として、受注者が円滑に施工できるよう、関係漁協に対し、工事着手前に工事内容を説明するとともに、着手後においても必要に応じて施工に関する調整

を行うなど、土木部と連携し、対応してまいります。

なお、協賛金の実態を把握するため、昨年度、県内全ての内水面漁協13組合に対して、受け入れに関する調査を実施し、受け入れ実態がある組合は、いずれも納付者との間で覚書等を交わした上で、両者合意のもとで受け入れられていること、また、水産業協同組合法に基づき適切に会計処理されていることを確認したところです。

協賛金については、内水面漁協と納付者との民間での取り決め等に基づき納付されるものであり、漁業法や水産業協同組合法、水産庁が定めた模範定款にも、行政指導についての規定はありません。

しかしながら、漁協を所管する農林水産部としましては、内水面漁協が公共的団体であることを踏まえ、今年度、漁業指導方針等を改定し、巡回指導や常例検査の際に、漁業権を濫用した根拠のない金銭の受け入れや漁協の設置目的から逸脱した事業執行が行われていないかについて確認と指導を行うよう徹底したところです。加えて、その使途についても、目的に沿って適正に魚族の繁殖保護活動が行われているか確認するとともに、その活動内容を納付者に明らかにするよう指導してまいります。

第3点目は、「農業大学校において、事前の確認不足により工事と関係のない電気配線を誤って断線したことについては、重要な箇所であれば非常に大きな問題となる可能性があるため、今後は、工事発注の際に事前の確認を十分に行い、再発防止に努めること。」との御指摘でした。

これにつきましては、電気配線工事の設計書等を事前に確認できていれば防げた事案であることから、関連設計書等を一括して保管、管理し、適切に把握ができるように改めました。

また、今後の工事発注に当たっては、事前

に現場及び設計書で関連施設の有無を十分に確認した上で、関係書類を設計業者へ提供し、説明することとしております。

さらに、農林水産部関係課及び出先機関に、今回の事案の周知と再発防止のための対応について説明、注意喚起を行い、同様の事案が発生しないよう徹底しているところでございます。

続きまして、農林水産部における一般会計、特別会計の平成30年度決算の概要について御説明申し上げます。

説明資料の1ページをお願いいたします。

まず、歳入につきましては、一般会計と2本の特別会計を合わせまして、収入済み額は622億9,600万円余で、不納欠損はございません。なお、収入未済額は1億6,200万円余で、農林漁業者への貸付金等でございます。

次に、歳出については、支出済み額は867億7,900万円余、翌年度繰越額は405億600万円余で、工事資材の調達や建設関係技能者の確保が困難となり、やむを得ず繰り越したものです。また、不用額は124億1,400万円余で、補助事業における要望額の減等による事業量の減少や事業執行に伴う入札残などです。

以上が農林水産部の決算の概要でございます。

詳細につきましては、各課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしく御願い申し上げます。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

初めに、監査結果についてでございますが、農林水産部に関しましては、指摘事項はございませんでした。

説明資料の2ページをお願いいたします。

農林水産政策課に係る歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともにありません。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

下のページ、3ページをお願いいたします。

2段目の農業総務費について、不用額808万円余を計上しておりますが、主に事業量の減に伴う執行残でございます。翌年度への繰り越しはございません。

農林水産政策課は以上でございます。

○門崎団体支援課長 団体支援課でございます。

同じく説明資料の5ページをお願いいたします。

まず、歳入につきましてはですが、不納欠損額はございません。

6ページをお願いいたします。

2段目の農業改良資金貸付金回収金及び最下段の貸付金延滞違約金につきましては、収入未済額でございます。これらにつきましては、後ほど附属資料で説明させていただきます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

9ページをお願いします。

上段の農業金融対策費でございますが、これは、農業関係の各種制度資金に係る経費でございます。

不用額1,224万円余を計上しておりますが、主に貸付金の資金需要が見込みを下回ったことなどによる執行残でございます。

下段の農業協同組合指導費は、農協に対する指導等のための経費でございます。

10ページをお願いします。

上段の農業共済団体指導費、これにつきましては、農業共済組合に対する指導監督等のための経費、最下段の林業振興指導費は、森林組合に対する指導のための経費と林業振興資金貸付金でございます。

11ページをお願いいたします。

3段目の水産業協同組合指導費は、漁協に対する指導や漁業振興貸付金等の漁業関係の各種制度資金でございます。

12ページをお願いいたします。

林業改善資金特別会計でございます。

まず、歳入につきまして、不納欠損はございません。

中ほどの林業・木材産業改善資金貸付金償還元金と、続く13ページの3段目、林業・木材産業改善資金違約金につきましては、収入未済額がございます。これらにつきましても、一般会計同様、附属資料で説明させていただきます。

14ページをお願いいたします。

歳出についてでございますが、上から2段目の林業・木材産業改善資金助成金は、林業及び木材産業での経営改善などを支援するために無利子で貸し付ける資金でございます。

不用額3,858万円余を計上しておりますが、主に資金需要が見込み額を下回ったことによるものでございます。

15ページをお願いいたします。

沿岸漁業改善資金特別会計でございます。

歳入の不納欠損はございません。

下から2段目の沿岸漁業改善資金貸付金償還元金と最下段の貸付金延滞違約金の収入未済額につきましても、附属資料で説明させていただきます。

16ページをお願いいたします。

歳出でございますが、沿岸漁業改善資金助成金、これにつきましては、近代的な漁業指導の導入等に必要な資金を無利子で貸し付けるものでございますが、不用額2,660万円余につきましても、資金需要が見込みより少なかったことによるものでございます。

続きまして、附属資料の101ページをお願いいたします。

団体支援課の収入未済の状況につきまして御説明を申し上げます。

まず、上段の表、一般会計でございます

が、農業改良資金貸付金回収金2,058万円余と貸付金延滞違約金789万円余が収入未済となっております。このうち、本年8月末現在で43万円を回収しております。

中段の表、林業・木材産業改善資金でございますが、元金46万円と延滞違約金40万円余が収入未済となっておりますが、元金46万円は、本年5月に回収済みとなっております。

下段の沿岸漁業改善資金につきましては、元金892万円、延滞違約金416万円余が収入未済となっております。8月末現在で37万円余を回収しております。

続く102ページをお願いいたします。

上段の表は、収入未済額の過去3カ年の推移でございます。

1段目、2段目の農業改良資金の元金と違約金の合計額は、前年度と比較いたしますと183万円余減少しております。

3段目の漁協金融円滑化貸付金につきましては、延滞違約につきまして、誓約書に基づきまして、毎年37万円余を分納中でございます。

4段目、5段目の林業・木材産業改善資金の元金と違約金の合計額は、前年度に比べまして362万円余減少しております。

6段目、7段目の沿岸漁業改善資金の元金と違約金の合計額は、前年度比で130万円余減少しております。

なお、いずれも、30年度に新たな収入未済は発生してございません。

結果、団体支援課の収入未済額全体では、前年度と比較いたしまして714万円余減少しております。

下段の収入未済額の状況でございますが、延滞者の数は、下段合計欄の件数16名となっております。いずれも分割によりまして納付をいただいているところでございます。

103ページをお願いいたします。

平成30年度の未収金対策でございます。

農林漁業のいずれの貸付金におきましても、管理台帳で償還状況の点検、把握を行っておりまして、分納計画を確実な納付に結びつけるため、債務者に加えまして、連帯保証人に対しても、面談や電話等による催告を徹底しております。

また、新たな未収金の発生を防止するため、延滞発生後は速やかに督促を行うほか、農協、漁協、森林組合を通じまして、経営状況等を把握し、催告を行っているところでございます。

未収金の回収につきましては、今後とも、関係機関と連携を図りまして、経営状況等も十分把握しながら、回収に努めてまいります。

団体支援課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○井上流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

説明資料にお戻りいただきまして、17ページ目をお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額、それから収入未済額ともございません。

予算現額と収入済み額との差の大きいものにつきましては、17ページ目の3段目の地方創生推進交付金です。これは、地域未来モデル事業における翌年度への繰り越しなどによるものです。

続きまして、歳出について御説明いたします。

18ページ目をお願いいたします。

3段目の農業総務費につきましては、不用額は1,900万円余を計上しておりますが、主に経費節減による執行残と入札に伴う執行残でございます。

次に、20ページ目をお願いいたします。

1段目の農業改良普及費につきましては、不用額は1,100万円余を計上しておりますが、主に事業量の減少等に伴う執行残でございます。

す。

翌年度繰越額の内容につきましては、別冊の附属資料で説明いたします。

附属資料の1ページ目をお願いいたします。

今年度繰り越しとなった事業についてですが、1段目の地域未来モデル事業につきましては、事業者が既存施設を改修いたしまして、農産物小分け選別施設を整備するために必要な資材が特注品となりまして、別途発注になったこと、それから事業者が農産物加工施設を改修するに必要な資材の不足に陥ったこと、それから事業者が配送センターの屋根補強工事を行う際、ほかの地震災害復旧工事の影響で人手不足になったことなどにより、不測の日数を要したものでございます。現在終了したものもありまして、11月までには完了する予定でございます。

2段目の地域未来モデル事業につきましては、事業者が新商品のデザインやパッケージの内容を決定する際に、また、新しく立ち上げるホームページの内容を検討する際に、地元の業者との打ち合わせに時間を要したということ、それから事業者が食品製造工場の建設を計画されましたが、その製品の需要が当初の見込みより落ち込むことが判明いたしまして、製造販売計画の見直しに迫られたことなどにより、不測の日数を要したものです。現在終了したものもありまして、年度内完了に向けて取り組んでまいります。

4段目の企業の農業参入促進・定着支援事業につきましては、施設用地の確保や土地所有者との協議に不測の日数を要したものです。現在、2施設とも既に着工しております。年度内には完成予定です。

流通アグリビジネス課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○酒瀬川農業技術課長 農業技術課でございます。

ます。

説明資料の21ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額はございません。

予算現額と収入済み額との差が大きいものを御説明させていただきます。

22ページをお願いいたします。

2段目の地方創生拠点整備交付金でございます。これは、次年度への繰り越しに伴う減でございます。

次のページの中ほどにあります農畜産物売払収入ですが、これは、農業研究センターにおける生産物売り払い収入で、農畜産物の収量増によるものでございます。

24ページをお願いいたします。

最下段の雑入に収入未済額がございます。これにつきましては、後ほど附属資料にて御説明いたします。

続きまして、歳出について御説明いたします。

25ページをお願いいたします。

一番下の農業改良普及費でございますが、これは、普及職員の人件費や活動費でございます。

不用額1,700万円余を計上しておりますが、主に経費節減や人件費の執行残でございます。

26ページをお願いいたします。

2段目の農作物対策費でございますが、これは、主に環境保全型農業の振興に関する経費でございます。

不用額の1,500万円余を計上しておりますが、主に経費節減や入札に伴う執行残でございます。

次のページの農業研究センター費でございます。

不用額の2億700万円余を計上しておりますが、主に施設整備工事の入札に伴う執行残でございます。

翌年度繰越額につきましては、別冊の附属

資料で御説明いたします。

続きまして、附属資料の2ページをお願いいたします。

今年度に繰り越しとなった事業について御説明します。

農業研究センターにおける施設改修や本部空調設備改修工事は、計画、設計の諸条件に関する工事調整に不測の日数を要したため、次年度に繰り越しております。高原農業研究所は、工事を完了し、残りの工事も全て年内完了を予定しております。

次のページをお願いいたします。

主に次世代農業ローカルイノベーション創出事業費ですが、これは、国の経済対策に伴う農業研究センターの施設整備事業費です。交付決定が30年3月であることや、施工業者における資材や建設関係技能者の不足により、不測の日数を要したため、やむを得ず繰り越したものでございます。

なお、全事業、年度内に完了する予定でございます。

飛びまして、104ページをお願いいたします。

収入未済額の状況について御説明いたします。

1の平成30年度歳入決算の状況のとおり、収入未済額が5万5,000円となっております。これは、28年11月に、玉名地域振興局管内で発生いたしました公用車の交通事故に伴う損害賠償金でございます。平成26年6月以降の納付が滞納となり、訪問により5,000円が回収できましたが、その後、相手方並びに連帯保証人が服役中のため、徴収できておりません。定期的に相手方の母親から情報収集するなど、現況調査を行っているところであります。

農業技術課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○下田農産園芸課長 農産園芸課でございます

す。

説明資料の29ページをお願いいたします。

歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額はございません。

予算現額と収入済み額との差が大きいものにつきましては、2段目の国庫支出金、国庫補助金の中で、その主なものは、下から3段目の国産農産物生産・供給体制強化対策費補助であります産地パワーアップ事業費補助金の繰り越しに伴う減及び事業量の減によるもの、それと最下段の農業・食品産業強化対策整備交付金であります強い農業づくり交付金の繰り越しに伴う減及び入札残による減によるものでございます。

30ページをお願いいたします。

最下段の諸収入でございしますが、この主なものは、31ページの中段の産地パワーアップ事業補助金であります。これは、国から全国団体に基金として積み立てられました財源を活用する産地パワーアップ事業分で、繰り越しに伴う減及び入札残による減によるものでございます。

続きまして、歳出について説明いたします。

32ページの最下段から33ページをお願いいたします。

農作物対策費でございしますが、これは、米、特産物、野菜、果樹等の生産振興に要する経費でございます。

不用額6億8,700万円余を計上しておりますが、これは、主に備考欄の一番下の10、生産総合事業、産地パワーアップ事業での事業量の減少と入札に伴う執行残でございます。

翌年度繰越額につきましては、後ほど別冊の附属資料で説明いたします。

34ページをお願いいたします。

中段の農業構造改善事業費ですが、これは、平成29年度の台風及び雪害対策費として繰り越していた事業でございます。

不用額6,600万円余を計上しております

が、追加の事業要望がなかったことに伴う執行残でございます。

続きまして、附属資料の4ページをお願いいたします。

今年度に繰り越しになった事業について説明いたします。

1段目の生産総合事業につきましては、資機材及び建設関係技能者の不足により、不測の日数を要し、繰り越したもので、既に全て完了しております。

2段目の産地パワーアップ事業につきましては、施工計画に関する工事調整等に不測の日数を要したため繰り越したもので、10月末には完了予定でございます。

3段目から5段目の3つの事業は、いずれも、国の経済対策に伴い、2月補正で成立した予算に関するものでございます。このうち、4段目の阿蘇火山等防災特産対策事業につきましては、9月末で完了いたしております。

3段目の産地パワーアップ事業につきましては、9月末の進捗率が22%に、5段目の農業用ハウス強靱化緊急対策事業につきましては、同じく48%まで進捗しており、いずれも年度内完了に向けて実施をしているところでございます。

次に、事故繰越について御説明いたします。

5ページの産地パワーアップ事業につきましては、平成29年度の国の補正予算分を活用し、選果施設等を整備しているものでございます。資機材及び建設関係技能者の不足により、不測の日数を要し、繰り越したものでございますが、4カ所のうち3カ所は既に完了しており、残りの1カ所も10月中には完了予定でございます。

農産園芸課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○上村畜産課長 畜産課でございます。

説明資料にお戻りいただきまして、35ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

予算現額と収入済み額との差が大きいものにつきましては、まず、最下段の家畜保健衛生所手数料でございます。家畜保健衛生所における輸入乳用牛に係るヨーネ病検査や医薬販売業許可申請等の手数料につきまして、予算額より約370万円多く収入を得ております。

めくっていただきまして、37ページの3段目の畜産競争力強化整備事業費補助でございます。これは、主に畜産クラスター事業における翌年度への繰り越しによるものでございます。

2段下の財産収入の項目でございます。

備考に記載しておりますように、検定終了牛売り払い収入や種雄牛の凍結精液売り払い収入などにより、予算額よりも約400万円多く収入を得ております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

40ページをお願いいたします。

最下段の畜産振興費は、畜産クラスター事業を初めとした畜産業の振興に資する費用でございます。

翌年度繰越額につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

不用額が1億3,089万円余でございます。これは、事業量の減に伴う執行残でございます。

41ページをお願いいたします。

家畜保健衛生費は、家畜保健衛生所の施設整備を初めとした家畜の衛生防疫に資する費用でございます。

翌年度繰越額につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

不用額が9,516万円余でございますが、主な理由は、阿蘇及び城北家畜保健衛生所施設整

備の入札に伴う執行残でございます。

続きまして、別冊の附属資料の6ページをお願いいたします。

明許繰り越しが4件ございます。

1段目の畜産クラスター事業につきましては、熊本地震の影響により、施工業者において建築資材や作業員などを十分に確保することができず、年度内の完了が難しくなったことから、事業の一部を繰り越すものでございます。繰り越しました8カ所のうち3カ所については既に完了しており、残りの5カ所についても年度内に完了する予定でございます。

2段目の畜産クラスター事業(H30国補正分)につきましては、国の経済対策に伴い、2月補正で成立した予算であり、年度内の事業完了が見込めなかったものでございます。

3段目の家畜保健衛生所維持管理費と4段目の家畜保健衛生所施設整備事業でございます。これらは、主に阿蘇及び城北家畜保健衛生所の新庁舎の整備と旧庁舎の解体に関する調整に不測の日数を要したため、繰り越すものでございます。いずれも年度内に完了する予定でございます。

今後とも速やかな事業完了に努めてまいります。

畜産課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○楮本農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

説明資料の43ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

予算現額と収入済み額の差額が大きいものを中心に説明をいたします。

まず、下から3段目の国庫支出金、国庫補助金についてでございますが、差額が大きいもの、3つございます。

まず、最下段の農業委員会等振興助成費補



助でございますが、これは、市町村農業委員会の推進活動に係る交付金でございます。事業量の減によるものでございます。

次に、44ページをお願いいたします。

3段目の地方創生拠点整備交付金でございますが、農業大学の畜産施設を整備する事業でございます。補正予算等で繰り越したものでございます。

最下段の農業・食品産業強化対策整備交付金でございますが、これは、震災等により被災しました農舎、ハウス、機械等の再建を進めます震災復旧緊急対策経営体育成支援事業などの繰り越しや事業量の減によるものでございます。

次に、46ページをお願いいたします。

中段の繰入金でございますが、農地中間管理機構関連の集積協力金交付事業等の事業量の減少によるものでございます。

さらに、最下段の諸収入につきましては、新規就農に必要な資金を融資します就農支援資金貸付金の繰り上げ償還によるものでございます。

次、47ページをお願いいたします。

雑入でございますが、下から2段目の青年就農給付金事業補助金につきましては、960人程度を見込んでおりましたが、実際の申請が896件と減少したことによるものでございます。

次に、歳出についてでございますが、48ページをお願いいたします。

まず、下段の農業総務費につきましては、農地集積、農業委員会の活動、農業経営の法人化の推進等に要するものでございます。

不用額が1億4,700万円余生じておりますが、事業量の減少や事業要望がなかったことによる執行残でございます。

49ページ、上段の農業改良普及費につきましては、農業次世代人材投資事業、いわゆる青年就農給付金でございますが、これは8,100万円余の不用額がございます。先ほど

歳入で申しましたとおり、事業量の減少による執行残でございます。

中段の農業構造改善事業費につきましては、経営体育成支援事業等の補助に要する経費でございますが、不用額の5億4,000万円余につきましては、事業量の減少や国の内示減によるものでございます。

なお、翌年度繰越額につきましては、後ほど別冊の附属資料で説明申し上げます。

下段の農業指導施設費は、農業大学の施設整備工事に要する経費でございます。1億円余の不用額が生じておりますが、入札残等による執行残でございます。

続きまして、50ページをお願いいたします。

下から2段目の農業施設災害復旧費でございますが、震災関連の震災復旧緊急対策経営体育成支援事業の補助に要する経費でございますが、4億5,000万円余の不用額が生じております。事業量の減少に伴う執行残でございます。

続きまして、繰越事業につきましては、別冊附属資料の7ページで御説明をいたします。

まず、明許繰り越しでございます。

2段目の担い手確保・経営強化支援事業費につきましては、国の経済対策によりまして、2月補正で予算化したものでございまして、繰り越しをして事業を進めているところでございます。年内12月までの完成を目指して進めております。

3段目の農業大学施設保全事業費につきましては、農大の施設保全計画に基づく改修工事に要する経費でございますが、入札不調によりまして、工事調整等に不測の日数を要して、繰り越しをしているものでございます。進捗85%となっておりますが、現在は完了しているところでございます。

続きまして、8ページ、事故繰越について説明をいたします。

農業大学施設整備事業費につきまして

は、国の地方創生拠点整備交付金を活用いたしまして、畜産施設を整備しているものでございます。資機材及び建設関係技能者の不足等により、事故繰越をしているものでございますが、11月には完成の見込みでございます。

農地・担い手支援課は以上でございます。

○福島農村計画課長 農村計画課でございます。

説明資料の51ページをお願いします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額はありません。

2段目の国営土地改良事業費負担金に収入未済額がございますが、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

予算現額と収入済み額との差が大きいものにつきましては、下から2段目の団体営農業農村整備事業費補助と、それから52ページをお開きいただきまして、1段目の農山漁村地域整備交付金、この2つが主なもので、いずれも翌年度への繰り越し及び国庫内示減によるものです。

続きまして、歳出について説明いたします。

54ページをお願いします。

最下段の土地改良費につきましては、国営事業負担金や市町村等が行う農業農村整備事業、それから県営農業農村整備事業の調査計画等を実施する費用ですが、不用額4,200万円余を計上しております。主に事業量の減及び経費節減に伴う執行残です。

翌年度繰越額につきましては、別冊の附属資料で説明いたします。

附属資料の9ページをお開きください。

今年度に繰り越しとなった事業について説明いたします。

1段目から記載しております農業農村整備調査計画費につきましては、主に関係機関との設計、計画協議によりまして、それから下

から3段目から11ページにかけて記載しております農業農村整備推進交付金事業費と11ページの3段目から15ページにかけて記載しております団体営農業農村整備事業につきましては、地元との営農調整や施工協議によりまして不測の日数を要し、やむを得ず繰り越したのですが、年度内完了に向けて取り組んでいるところです。

次に、附属資料の105ページをお願いいたします。

冒頭でお話しいたしました収入未済についてです。

1の平成30年度歳入決算の状況ですが、国営土地改良事業費負担金の収入未済額は1,300万円余でございます。羊角湾地区に係るものです。

次に、2の過去3年間の推移でございますけれども、当負担金につきましては、平成21年度末には、3地区で3,400万円余ございました。これにつきましては、役員等の臨戸徴収など、計画的な取り組みの強化によりまして徐々に減少することができまして、3地区のうち2地区につきましては、平成29年度中に完納いたしまして、残りは1地区となったところです。

4の30年度の対策ですが、未収金解消の計画の策定やヒアリング等を行いながら、土地改良区の指導などを本年度も引き続き実施しているところでございまして、これによりまして、平成30年度に40万円余と、本年も9月末までに30万円余の納入があつているところでございます。

今後とも未収金が解消されるよう努めてまいります。

農村計画課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○渡辺農地整備課長 農地整備課でございます。

説明資料の56ページをお願いします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともにありません。

分担金、負担金でございますが、57ページまで記載しております。

予算現額と収入済み額との比較で増減が生じております。これは、主に国庫補助金の内示減と予算計上後に分担金、負担金間で額の変更が生じたものでございます。

57ページをお願いします。

下から4段目の国庫支出金でございますが、59ページまで記載しております。これは、土地改良事業及び災害復旧事業に対する国庫補助金でございます。

57ページ、下から3段目の農地費国庫補助金で、予算現額と収入済み額との差が生じております。また、59ページ1段目の災害復旧費国庫補助金で差が生じております。これらにつきましては、主に国庫内示減及び繰り越しに伴う減でございます。

引き続き59ページをお願いします。

下から2段目の諸収入でございますが、予算現額と収入済み額との比較で差が生じております。これらにつきましては、主に60ページの上から2段目、農地等災害復旧事業受託事業の繰り越しに伴う受託事業収入の減によるものでございます。

次に、歳出について説明いたします。

61ページをお願いいたします。

2段目から農林水産業費の農地費でございますが、3段目の農地総務費の不用額の1,000万円余につきましては、主に人件費の執行残及び熊本地震に係る他県からの派遣職員負担金の執行残でございます。

次に、最下段の土地改良費でございますが、県営かんがい排水事業費等、各種土地改良事業に要した経費でございます。

61ページから62ページまでに事業の概要を記載しております。

不用額の3億500万円余につきましては、主に国からの内示額が予算額を下回ったこと

に伴う執行残でございます。

翌年度繰越額につきましては、後ほど別冊の附属資料で説明いたします。

次に、62ページ2段目の農地防災事業費でございますが、障害防止事業費等、各種防災事業に要した経費でございます。

不用額の5億4,200万円余につきましては、主に入札の不調、不落に伴う執行残でございます。

次に、最下段の災害復旧費の農地災害復旧費でございます。被災した農地、農業用施設の復旧に要した費用でございます。

不用額の69億6,700万円余につきましては、主に国からの内示額が予算を下回ったこと、入札の不調、不落に伴う執行残でございます。

次に、別冊の附属資料16ページをお願いいたします。

農地整備課分の繰越事業につきましては、明許繰り越しが16ページから33ページ、事故繰越が34ページから40ページに記載されております。

明許繰り越しの箇所数及び繰越額の合計は、33ページの最下段に記載しております。

繰り越しの主な理由は、資機材及び建設関係技能者の不足により不測の日数を要したものの、関係機関との協議に不測の日数を要したものの、国の経済対策に伴い、2月補正予算で成立した予算であり、年度内の事業完了が見込めなかったものなどでございます。地元関係者との調整が必要なことから、進捗率が低い地区もございますが、事業効果が早期に発現できるよう、今年度の工事の完了を目指しているところでございます。

次に、事故繰越につきましては、34ページをお願いいたします。

事故繰越の箇所数及び繰越額の合計は、40ページ最下段に記載しております。

事故繰越の主な理由は、資機材及び建設関係技能者の不足により不測の日数を要したも

の、関係機関との協議に不測の日数を要したものの、工事調整に不測の日数を要したものでございます。今年度内には、全て完了する予定でございます。

次に、109ページをお願いします。

取得用地の未登記一覧表を掲載しております。工事実施に伴い、取得した用地につきまして、相続登記の関係で未登記となっているものでございます。

表の中ほど、G欄にありますように、平成30年度末の未登記は74筆で、昨年度末の78筆から4筆減となっております。また、当該年度分の発生分につきましては、100%の処理となっております。

今後とも、関係者の動向や現地の状況を把握しながら、原因となっている事項について細かく対応を行い、未登記解消に努めてまいります。

農地整備課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○清藤むらづくり課長 むらづくり課でございます。

説明資料の64ページをお願いいたします。

まず、収入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともありません。

予算現額と収入済み額との差が大きいものについて説明いたします。

1段目の分担金、負担金でございますが、これは、県営中山間地域総合整備事業に係るもので、国庫補助金の内示減と予算計上後に分担金、負担金の間で額の変更が生じたものでございます。

4段目の国庫支出金でございますが、65ページまで記載しています。

これは、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払事業、鳥獣被害防止対策事業、県営中山間地域総合整備事業などに対する国庫補助金でございます。

65ページの2段目の農地費国庫補助金でござ

いますが、これは、多面的機能支払事業や県営中山間地域総合整備事業の翌年度への繰り越し及び国庫内示減によるものでございます。

続きまして、歳出について説明いたします。

68ページをお願いします。

1段目の農作物対策費について、不用額1,020万円余を計上しておりますが、備考欄にありますとおり、農作物の鳥獣被害対策に対する経費で、主に国からの内示減等によるものでございます。

69ページをお願いします。

土地改良費について、不用額7億4,280万円余を計上しておりますが、備考欄にありますとおり、県営中山間地域総合整備事業費や多面的機能支払事業に要する経費で、主に国からの内示減と経費節減に伴う執行残でございます。

翌年度繰越額につきましては、附属資料で説明をさせていただきます。

附属資料の41ページをお願いします。

むらづくり課分の繰越事業につきましては、明許繰り越しが41ページから43ページに、事故繰越が44ページに記載されています。

明許繰り越しの箇所数及び繰越額の合計は、43ページの最下段に記載のとおりです。

繰り越しの主な理由は、資機材及び建設関係技能者の不足により不測の日数を要したものの、地元との営農、用地協議、設計協議に不測の日数を要したものの、国の経済対策に伴い、2月補正で成立した予算であり、年度内の事業完了が見込めなかったものなどございます。

地元関係者との調整が必要なことから、進捗率が低い地区もございますが、事業効果が早期に発現できるよう、年度内完了に向けて取り組んでおります。

次に、事故繰越につきましては、44ページ

をお願いします。

事故繰越の箇所数及び繰越額の合計は、最下段に記載のとおりです。

事故繰越の理由は、資機材及び建設関係技能者の不足により不測の日数を要したためでございます。工事は順調に進んでおり、2カ所は既に完了し、残りの1カ所は年度内に完了する予定であります。

むらづくり課の説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○楯本技術管理課長 技術管理課でございます。

説明資料の70ページをお願いいたします。

まず、歳入ですが、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

予算現額と収入済み額との比較で、1段目の地籍調査費補助が減額となっております。これは、翌年度への繰り越し及び国庫内示減に伴うものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

71ページをお願いいたします。

農地総務費、土地改良費、林業総務費で不用額を計上しておりますが、主に4段目農地総務費の地籍調査費の国庫内示減や執行残に伴うものでございます。

翌年度繰越額につきましては、別冊の附属資料で説明いたします。

附属資料の45ページをお願いいたします。

今年度繰り越しとなった事業について説明いたします。

地籍調査事業費で繰り越しを行っております。これは、国の経済対策に伴いまして、2月補正で成立した予算でございまして、適正な工期を確保するために、やむを得ず繰り越したものでございます。計画どおり進めており、年度内に完了する見込みでございます。

技術管理課は以上でございます。

○松木森林整備課長 森林整備課でございま

す。

説明資料の72ページをお願いします。

まず、歳入についてですが、収入未済が県有林の土地貸し付けにおいて生じておりますので、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

予算現額と収入済み額との差が大きいものとしましては、下から3段目の国庫支出金がございます。これは、73ページの2段目、造林事業費補助や6段目の合板・製材生産性強化対策事業費補助等における翌年度への繰り越しによるものでございます。

74ページをお願いします。

最下段の県有林売払収入において、2,400万円余の増となっておりますが、これは、県有林の木材販売収入が増加したことによるものでございます。

続きまして、歳出について説明いたします。

77ページをお願いします。

下段の林業総務費については、公益的機能を確保するための森づくり事業等に充てている経費でございまして、不用額3,400万円余を計上しておりますが、主に事業量の減に伴う執行残です。

翌年度繰越額については、後ほど附属資料で説明いたします。

78ページをお願いいたします。

下段の林業振興指導費及び次の79ページ上段の造林費につきましては、造林、保育、間伐などの森林整備の推進に要する経費でございまして、それぞれ2,200万円余、2,100万円余の不用額を計上しておりますが、事業量の減に伴う執行残です。

80ページをお願いします。

上段の県有林費において、1,500万円余の不用額が生じていますが、事業量の減に伴う執行残です。

続きまして、別冊附属資料の46ページをお願いいたします。

46ページから47ページにかけては、明許繰り越しです。

下から4段目の間伐等森林整備促進対策や、次の段の森林環境保全整備事業など、森林整備を支援する事業におきまして、2月補正で予算成立した予算であり、年度内の事業完了が見込めなかったことや、技能者の不足等により不測の日数を要したことなどにより、やむを得ず繰り越したものでございます。7件につきましては、事業が完了しております。その他についても、年度内の完了に向けて取り組んでおります。

48ページをお願いします。

事故繰越でございます。

2段目は、国の地方創生拠点整備交付金を活用して、林業研究研修センターにおける研修棟の整備を行う事業です。資機材や建設関係技能者の不足により、事故繰越の手続きを行いました。9月に事業を完了いたしました。今月の18日より供用を開始する予定としております。

106ページをお願いいたします。

冒頭に御説明申し上げました県有林の土地貸し付けにおける収入未済の状況について説明いたします。

これは、人吉市に所在する県有林内の土地の貸付料100円につきまして、平成30年度内の納入が未済となったことによるものでございます。本件は、納入状況の確認が不十分であったことに起因しておりますので、去る7月に再発の防止策を策定し、広域本部及び地域振興局の関係機関に周知を図ったところでございます。今後、このような事案が発生しないよう努めてまいります。

森林整備課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○入口林業振興課長 林業振興課でございます。

説明資料の81ページをお願いします。

歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額はございません。

予算現額と収入済み額との差が大きいものについて御説明いたします。

1段目の国庫支出金が17億2,365万円余の減となっておりますが、これは、82ページ4段目の合板・製材生産性強化対策事業費補助や、83ページ1段目の現年林道災害復旧費補助などの翌年度への繰り越しによるものです。

続きまして、歳出について説明いたします。

85ページをお願いします。

最下段の林業振興指導費ですが、これは、木材の需要拡大や木材加工の施設整備に要する経費です。

不用額1億7,286万円余を計上しておりますが、主に国からの内示減によるものでございます。

翌年度繰越額につきましては、別冊の附属資料で説明いたします。

附属資料の49ページをお願いします。

今年度に繰り越した事業について説明いたします。

まず、明許繰り越しについてですが、49ページから64ページにかけて記載しております。

林業・木材産業生産性強化対策事業費、林道事業費を中心に繰り越しております。

主な理由としましては、地元との用地協議や他工事との調整に不測の日数を要したものの、国の経済対策に伴い、2月補正で成立した予算であり、年度内の事業完了が見込めなかったものなど、やむを得ず繰り越したものです。年度内完了に向けて実施しているところです。

65ページをお願いいたします。

事故繰越につきましては、65ページから67ページにかけて記載しております。

林道災害復旧費を中心に繰り越しており、

主な理由としましては、他工事との調整に不測の日数を要したもので、やむを得ず繰り越したのですが、年度内には完了の予定でございます。

林業振興課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○大岩森林保全課長 森林保全課でございます。

説明資料88ページをお願いします。

まず、歳入についてですが、不納欠損及び収入未済は、ともにありません。

予算現額と収入済み額との差が大きいものにつきましては、1段目の国庫支出金が45億3,000万円余の減となっておりますが、これは、5段目の治山事業費補助や6段目の緊急治山事業費補助など、治山関連事業の翌年度への繰り越しによるものです。

90ページをお願いします。

1段目の諸収入でございますが、予算現額と収入済み額との差が1,000万円余の減となっております。これは、主に最下段の開発指定事業高率補助精算金の減によるもので、治山事業等補助事業の事業費が確定したことによるものでございます。

続きまして、歳出について説明いたします。

92ページをお願いします。

3段目の治山費ですが、これは、山地災害の復旧や予防などの治山事業等に要する経費です。

不用額6億1,000万円余を計上しておりますが、主に事業量減少に伴う執行残です。

翌年度繰越額につきましては、後ほど別冊の附属資料で説明いたします。

94ページをお願いいたします。

治山施設災害復旧費ですが、これは、台風や豪雨等により被災した治山施設の復旧に要する経費です。

不用額3,600万円余を計上しております

が、主に事業量減少に伴う執行残です。

続きまして、附属資料の68ページをお願いします。

今年度に繰り越しとなった事業について説明いたします。

まず、明許繰り越しについてですが、68ページから88ページにかけて記載しております。

繰り越した事業は、保安林整備事業、治山事業、緊急治山事業、治山激甚災害対策特別緊急事業等の災害関連事業を中心に繰り越しており、主な理由としては、地元との用地補償協議や関係機関との施工協議に不測の日数を要したものの、国の補正予算に伴い、2月補正予算で対応したものなど、やむを得ず繰り越したのですが、年度内完了に向けて取り組んでいます。

89ページをお願いします。

事故繰越でございます。

熊本地震災等に伴う山地災害箇所の復旧関連の平成29年度治山事業等において、事故繰越工事が発生しており、89ページから93ページにかけて記載しています。

主な理由としては、資機材及び建設関係技能者の不足により不測の日数を要し、やむを得ず繰り越したのですが、今年度内には全て完了する見込みです。

森林保全課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○中原水産振興課長 水産振興課でございます。

説明資料の95ページをお願いいたします。

歳入ですが、不納欠損額、収入未済額はございません。

予算現額と収入済み額との差の大きいものにつきましては、下から3段目、国庫支出金がございます。

主なものは、次の96ページ7段目、水産業強化対策推進交付金及び97ページ3段目、有明海

特産魚介類生息環境調査委託金における翌年度の繰り越しによるものです。

続きまして、歳出について御説明いたします。

100ページをお願いいたします。

最下段、水産業振興費は、水産資源の回復、漁場環境の改善、流通対策等、水産業振興のために各種施策に要する経費です。

不用額2,714万円余を計上しておりますが、主に事業量の減に伴う執行残でございます。

翌年度繰越額につきましては、後ほど別冊の附属資料で説明いたします。

102ページをお願いいたします。

下段の漁業取締費は、漁業取り締まり船の運航などに要する経費です。

不用額1,107万円余を計上しておりますが、主に経費節減に伴うものでございます。

103ページの水産研究センター費は、水産研究センターの運営及び研究に要する経費です。

不用額3,441万円余を計上しておりますが、主に入札に伴う執行残となっております。

続きまして、附属資料の94ページをお願いいたします。

今年度に繰り越しとなった事業について御説明いたします。

上段の有明海・八代海再生事業につきましては、地元との施工時期協議に不測の日数を要したもの、中段の浜の活力再生加速化支援事業につきましては、地元との設計協議に不測の日数を要したもの、下段の水産研究センター施設保全事業につきましては、資機材及び建設関係技能者の不足により不測の日数を要したものでございます。いずれも年内完了に向け取り組んでいるところでございます。

水産振興課は以上です。御審議よろしくお願いいたします。

○菰田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

説明資料の104ページをお願いいたします。

平成30年度の一般会計の歳入について御説明いたします。

当課に係る歳入に関しまして、不納欠損はございません。

上から3段目の公害防止事業費事業者負担金と下から2段目の漁港施設使用料につきまして、収入未済額がございます。これらにつきましては、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

105ページをお願いいたします。

上から4段目の国庫補助金につきまして、予算現額と収入済み額との差が5億5,000万円余少なくなっておりますが、この主な理由は、各事業の繰り越しによるものでございます。

なお、この繰り越しにつきましても、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

106ページをお願いします。

下から2段目の雑入につきましては、収入未済額がございます。これにつきましても、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

次に、歳出について御説明いたします。

107ページをお願いいたします。

最下段の漁港建設管理費は、漁港の整備及び管理に係る費用で、不用額2,500万円余となっております。これは、右側備考欄に記載しておりますとおり、その主な理由としましては、事業要望等がなかったことに伴う執行残及び事業量の減少等に伴う執行残によるものです。

108ページをお願いいたします。

最下段の漁港災害復旧費は、漁港の災害復旧に係る費用で、不用額2,300万円余となっております。これは、右側備考欄に記載しておりますとおり、その主な理由としまして



は、事業要望等がなかったことに伴う執行残ということで、具体的には、災害復旧事業の待ち受け予算の実施によるものです。

続きまして、繰り越しました事業につきまして御説明いたします。

附属資料の95ページをお願いいたします。

附属資料の95ページから100ページにかけて記載しております。いずれも明許繰り越しでございますが、100ページのほうをお願いいたします。

下から3段目、牛深漁港に係る水産流通基盤整備事業費2億3,000万円余につきましては、国の経済対策関連でございます。

最下段の合計欄をお願いいたします。

平成30年度から令和元年度への繰越箇所数は、38カ所となっておりますが、先ほど述べた国の経済対策分を除く通常分の主な繰り越し理由としましては、地元や関係機関等との協議等の調整に不測の日数を要したものでございます。これらの事業は、既に事業完了分もでございますが、全て年度内には完了予定でございます。

最後に、収入未済について御説明します。

107ページをお願いします。

まず、1、平成30年度歳入決算の状況の1段目、公害防止事業費事業者負担金の未収金について御説明します。

こちらは、水俣市にございます丸島漁港におきまして、県は、昭和62年度に公害防止事業により、水銀を含んだ汚泥をしゅんせつし、除去を行っておりますが、原因者の1人が負担すべき金額が未納となっているものでございます。収入未済額は7,910万円余となっておりますが、負担金額9,070万円余のうち、これまで強制徴収等を実施し、1,160万円余を回収しております。

次のページをお願いします。

最上段の4の上段に記載しておりますとおり、現在は、無限責任を有する代表者の老齢

厚生年金の受給権を差し押さえまして、未収金に充当しております。

また、今後の対応策につきましては、引き続き老齢厚生年金を差し押さえるとともに、新たな資産の保有がないか資産調査を継続して実施し、可能な限り債権回収に努力してまいりたいと考えております。

前のページにお戻りください。

次に、2段目、漁港施設使用料の未収金について御説明いたします。

こちらは、牛深漁港の浄化施設使用料に関するものでございます。県では、漁港区域内に浄化施設を建設しておりますが、施設利用の水産加工業者の経営状況が悪化し、使用料の滞納に至ったものでございます。収入未済額は13万円余となっておりますが、使用料79万円余のうち、定期訪問等による督促や分納による納付指導を実施し、これまで65万円余を回収しております。

次のページをお願いいたします。

最下段4にありますとおり、今後も引き続き、滞納者に対しまして、定期的な訪問や払込指導を行い債権回収に努めるとともに、新規の未収金の発生防止に取り組んでまいります。

いま一度、前のページにお戻りください。

次に、3段目、雑入の未収金について御説明いたします。

こちらは、委員会の冒頭、農林水産部長の総括説明の中にございました、牛深漁港に長期間放置されていた船舶を、昨年9月に、行政代執行法の手続により、県が処分、撤去を行いました代執行費用に関するものでございます。

当該船舶は、所有者による維持管理がなされておらず、船舶所有者に対し、再三の撤去指導を実施してまいりましたが、老朽化も進んでいたことから、沈没等が発生した場合には、漁業活動への支障や他の船舶への衝突、漁港施設への損傷など、被害発生の危険性が

高まっていたため、漁港漁場整備法違反に該当し、漁港の適正な維持、保全に支障を来すと判断し、行政代執行法の手続により撤去処分を実施したものです。

次のページをお願いします。

最下段4にありますとおり、代執行費用の確定後、ことし3月に、納付命令及び差しおき送達を実施しました。しかし、未納であったため、督促状を発行しましたが、本人不在で返送されてきたことから、親族に手渡し、その後も電話や文書による納入指導を行うとともに、今後は、国税徴収法による手続に従い、可能な限り債権回収に努めてまいります。

漁港漁場整備課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○溝口幸治委員長 説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。どなたか質疑はありませんか。

○楠本千秋委員 今牛深の件を細かく説明いただきましたけれども、どうなるんですかね。まずそれを。何かのつてがあるんですか。

○菰田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

回収の見通しのほうの話ということで御理解してよろしいですか。

○楠本千秋委員 はい。

○菰田漁港漁場整備課長 滞納者につきましては、県外在住の方でございまして、住民票の居住地と実際の居住地が異なっているということでございまして、これまで双方についてアプローチをしてきたところでございます。

本年3月の時点で、2月に居住地から転居

しているということが判明しましたものから、転居先が不明ということで、親族が住んでおられる住民票の居住地のほうへ県から訪問しておりまして、また、携帯電話のほうの番号はわかっておりますので、そちらのほうにも小まめに連絡はしているところでございますが、今現在未納となっているところでございます。

なお、本年8月に、当課の職員を徴収職員に任命しまして、滞納者に関する各種調査というのが主体的に行うことができるようになりましたものから、国税徴収法の手続に従いまして、可能な限り債権の回収に努めたいというふうに考えているところでございます。

○楠本千秋委員 頑張っていたかと思うんですけども、ほか、天草管内の漁港とか、港湾にかなり、放置船というんですかね、を見るんですけども、それも何か手ではあるんでしょうか。

○菰田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

本来、船舶につきましては、持ち主さんのいわゆる個人の所有の財産という形になるものですから、まずは、その放置されている船舶につきましては、個人所有者を特定いたしまして、可能な限り撤去指導を漁協さんと連携して行って、それらの処分をしていただきたいということで指導を徹底していきたいというふうに考えているところでございます。

○楠本千秋委員 はい、わかりました。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○西聖一委員 ハード整備関係で、施設とか土地改良の繰り越しが本当に多いんですね。これは、もう地震があつて、資材不足とか人

手不足も当然ですし、経済対策も2月からで、不測の日数を要するのはよくわかるんですけども、ことしは、それらの繰越事業はもう年度内完了ということで、それはそれでいいんですけども、今大体2年分ぐらいの仕事を職員が持っているような感じだと思っているんですね。

この繰越事業が終わった後、当然、今の当該年度の事業も発注していくんでしょうけれども、この分も、国との協議の中で、繰り越しは原則認められませんが、何かそういう感じに事業がなっていくのではないかなと思うんですけども、それはどうでしょうか。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

委員御指摘のとおり、繰り越しが地震以降特に続いていることは、そのとおりでございます。ただ、一方で、例えば事故繰越につきましては、通常であると、なかなか認められないところでもありますけれども、現時点では、地方財務局で手続を簡素化していただいて、比較的スムーズにゆっくり事故繰越もできていくところがございます。

今後、この繰り越しがどのようにしていくかというのは、今後の当初予算の月もしくは補正予算の月にもよってくるので、何とも申し上げられないところはありますけれども、繰越額と繰越予算と当初予算、どちらもきちっと計画的に使っていくということが最も重要なことだと思っておりますので、計画的に進めていきたいと思っております。

○西聖一委員 済みません。もうちょっと失礼なあれで、事業をちゃんとやっていかぬかぬことはよくわかるけれども、負担が非常に現場に来ているんじゃないかということも言いたかったのです。

もう一つが、10月から消費税が上がったこ

とで、今から多分発注していくので、当然2%はカウントしていくんでしょうけれども、その辺は、当初予算でちゃんと見込んでから発注していくようになっているんでしょうか。どうでしょうか。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

まず、現場の人員でございます。委員御指摘のとおり、現場——予算がふえれば、その分やはり出先の作業というのは多くなってくるというのは、そのとおりでございます。組織といたしましては、再任用職員を採用したり、あと、地震の関係では、現在も他県から応援の職員に来ていただいているというようなこともございます。そのように、いろいろなあらゆる仕組みを使いながら、あとは、業務そのものをなるべく効率化するというようなことも含めまして進めていきたいというふうに思っております。

あと、2点目の消費税につきましては、これから発注するものは、発注前に10%を考慮して発注するようにしているところがございます。

以上でございます。

○西聖一委員 わかりました。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○濱田大造委員 48ページの農業総務費についてお尋ねなんですけど、いつか、農業法人の広域展開事業というのがはやったというか、盛んに行われていたと思うんですけど、一段落したというふうに考えてよろしいんでしょうか。その辺のことを教えてください。

○楮本農地・担い手支援課長 法人化といいますか、公益法人のことでよろしいんでしょうか。

○濱田大造委員 はい。

○楮本農地・担い手支援課長 公益法人につきましては、現在、100ヘクタール規模、当初計画では7法人ということでございましたけれども、12法人まで増加して運用しているところでございます。

ただ、今後は、そういう規模のところがあるかということ、もう非常に厳しいような状況になってきておりますので、そういったところを核に、次のようなそういったところ、1つ考えられていますのが、小さいところを少しずつ合併しながら拡大をしていこう、経営的にも非常に厳しいところがございまして、そういった方策は今後とりたいなというふうには思っているところでございます。

○濱田大造委員 了解です。

○末松直洋委員 68ページのむらづくり課の鳥獣被害防止総合対策事業のことで、午前中、環境生活部の決算委員会でも話出たんですけども、鹿とイノシシ、鹿は、大体頭数の8倍ぐらい今多いということで、精いっぱい頑張っておられると思うんですけども、イノシシは、年間3万2,000頭ぐらいとっても、どれぐらいまだいるかわからないということで、決定打というのはなかなか難しいと思うんですけども、その中でも、もう生産者は、どやんかしてくれとよく言われるんですけども、決定打ないと思うんですけども、何かそのいい方法とかは考えておられるんでしょうか。

○清藤むらづくり課長 むらづくり課でございます。

今委員から御指摘がありましたとおり、鳥獣被害対策については、被害額では大体5億円程度で推移してまして、少し減少傾向には

ございます。ただ、地域の皆さんからは、やはりイノシシとか鹿をよく目撃するようになったとか、そういうお声があって、なかなか目に見えて減少しているには至ってないというのは認識しているところでございます。

それで、県といたしましては、捕獲の強化ということで、狩猟免許者の増加とかそういう形での対策を進めるとともに、今般、政策提案の中でも、捕獲補助金の拡大ですとか、短期集中的な捕獲ができるような制度要求等もやりながら、捕獲の強化に努めていきたいと思っております。

それから、もう1点、今イノシシについて、どれぐらい生息しているかわからないということで、これについても、環境省のほう所管をして、県では自然保護課が所管しているんですけども、なかなか明確なといいますか、生息頭数を把握する技術的な方法が確立されていないということで、これも県だけではなかなか対応できない状況ですので、国のほうに生息頭数を把握する手法の確立についてもしっかりと要望して、あと、隣接する県と連携しながら効果的な捕獲を進めていきたいと考えているところで、ここは、もう引き続き根気よく取り組んでいこうと考えているところでございます。

○末松直洋委員 引き続き御支援よろしくお願いたします。

もう1つ……。

○溝口幸治委員長 ちょっと今のに関連して、ちょっと午前中の議論でも鹿とかイノシシとか猿の話があったんですけども、限られた予算で対策はやっていくということでしょうけれども、生息頭数が予測ですよ。今のところ予測しか立てられないので、生息頭数があるって、それを目標の数値にとどめるには、狩りをする人、撃つ人、そういう人たちがどれぐらいいてとか、有刺鉄線がどれぐら

いあってというのがあって、それを整備するには、トータルこれぐらいの予算が必要だということを、やっぱり一回こうどっかで示して、県民の皆さん方とか、そういうところと共有をします。その中で、限られた予算がこれだから、こういう対策をやっているというのを、何か一回県民の皆さん方にもしっかり見えるような形で示すというのは大事なんじゃないかなと思うんですね。

それぞれ県境に住んでいる人はなかなか難しく、鹿児島とか宮崎の人が——鹿とかイノシシも行き来するので、本当、頭数は難しいんですけども、そこを一回やらないと、みんな同じような悩みで、皆さん方も一緒ですよ。そういう要望が県民から来るんだけど、やっぱり限られた予算でしか対応できないので、一回そういう全体像を示すというのは大事なかなと思いますけれども、ぜひ……。

○清藤むらづくり課長 今お話があったとおり、見える化といいますか、今どこで捕獲がたくさんとれてるかとか、どこで目撃があったかという情報を、最近、スマートフォンとか、そういうICTを活用した技術も出てきてますので、農林水産部としては、農地GISというシステムも持ってますので、そちらにそういった捕獲場所、それから捕獲頭数、それから目撃情報をあわせて見える化しながら、県下全域での集中捕獲をどこでやったら効果的かという、そういった今御指摘のあった見える化もあわせて検討することにいたしているところでございます。

○溝口幸治委員長 わかりました。

○末松直洋委員 今ICT化の話も出たんですけども、猿ですよ。猿は、個体で行動しない、集団で行動するというので、私が聞いた同級生が佐賀にいるんですけども、

猿の群れの中の1頭に発信機をつけといて、集団で行動するから、スマートフォンと連動しとって、例えば、今この美里町から宇城市に入ってきているようだよと、そのときに、生産者の人たちが現場に行ってロケット花火とかなんかをやったら逃げていって、どっかに違うところに行くんでしょうけれども、そういう追い払う方法もあるということで、熊本県はそういった取り組みとか考えられるのかなと思ひまして。

○清藤むらづくり課長 猿についても、いろんなところで集団で生活して、今委員指摘のとおり、追い払い活動は、集落単位でロケット花火とか音が出るやつでやられているところはございます。ただ、みんな山のほうに逃げて、いなくなったらまた出てくるという繰り返しがあるということ、それから、なかなか、やっぱり猿は人間に近いこともあって、狩猟者の方が鉄砲で撃つのはどうしてもためらいがあるということで、わなによる捕獲が中心になっているということで、非常に猿の捕獲は難しい状況にございます。

今あったように、いろんな専門家とかそういう方たちの意見を聞きながら、現時点で効果的な技術というのは、なかなかないというのが現状でございますので、少し生態とかそういうのを勉強しながら、我々も、効果的な捕獲方法を、これから研究も並行してやっていきたいと考えているところでございます。

○濱田大造委員 関連でちょっと教えてください。

68ページのこの鳥獣被害防止総合対策事業費が1,000万ぐらいついているんですけども、市町村も同じような対策をとっていると思うんですが、45市町村と県との役割分担でどういうふうになっているのか、その辺を教えてください。

○清藤むらづくり課長 基本的には、市町村が作成しています鳥獣被害防止計画、実態としましては、市町村、狩猟者、それから農業者、森林組合等関係団体によります鳥獣被害防止協議会というのがあります、そこで実務はやられております。ですので、鳥獣被害の捕獲とか対策の実施主体は、基本的にその協議会が中心でやられておまして、県といたしましては、県の中に、農林水産部だけではなくて、環境生活部とか、それから健康福祉部、それから警察本部、出先機関を入れた推進協議会を設けておまして、県全体としての方向性を示し、国からの補助金を活用して、それを効果的に発するのために、市町村協議会等に交付金を流しながら、連携して捕獲活動をやっていくというような形、それと、県の役割としましては、人員の確保ということで、捕獲に係る人材の育成ということで、狩猟免許の取得拡大ですとか、それから「えづけSTOP!」という防護柵とか、それを効果的に設置する能力の高い人材育成、それから地域ぐるみで取り組むための集落への指導、育成というのを県のほうでやって、そういったすみ分けのもとに対策を進めております。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○岩本浩治委員 済みません。今の鳥獣被害に関連してでございますが、こういう相談があったんです。阿蘇地域振興局、3月に申し込んだら、もう終わりましたということで、宇城のほうに行ってくれということを言われて、宇城で2日間受けたと。1日目が講習、そして2日目が試験と。阿蘇の人が言うのには、阿蘇でもカルデラの上のほうですね、地区は。もう自分たちは年とって猟銃はできないと。ただ、箱わなとかワイヤーわなを自分たちで仕掛けていければ、そういう講習は受

けたいけれども、阿蘇から宇城とかよその地区までは、それは2日間も通えぬという話があったんですね。多分、これは振興局単位で、年に1回ずつやっているんじゃないかと思うんですが、それで、できれば、その集会所とかいうところで2日間の講習と試験とかできないだろうか。そうすれば、自分たちも箱わなとかワイヤーわなでしたいと。

先ほど出ましたが、阿蘇は県境ばかりなもので、阿蘇のほうで大分県のほうにおけるシンを撃つてもだめ、向こうさん行ってしまうと。向こうから大分から来れば、大分の猟銃免許持っているのが阿蘇でもらえればいけれども、それは協定がなければいけないとかいう話があります、ぜひ、年に何回か地元の集会所あたりでできないかと、箱わなとかワイヤーわなの講習、という話があるんですね。そうすればいかがなもんかなと思ったりしておったところなんです。

一応そういう話があったもんですから、ぜひ、この中の総合対策事業という部分に入れていただければ大分助かるんじゃないかなと思っております。

以上です。

○溝口幸治委員長 答えますか。

○清藤むらづくり課長 狩猟資格の免許の関係は、自然保護課のほうで所管をしておりますが、済みません、あるだけの情報ですけれども、これまで、県内では、2回とか熊本市だけとかいう形での試験をやっておりましたけれども、今委員からあったように、要望が多かったということで、ここ2年ぐらいは県下全域に広げて、年間6回ぐらいの資格試験も行うようにしておりますので、今委員からあった要望は、所管の自然保護課にも伝えて、さらなる拡大ができるかどうか検討するようにしたいと思います。

それから、「えづけSTOP!」とかは、

むらづくり課のほうで講師派遣事業もやっておりますので、地域で、もしそういった集落単位で取り組みたいという要望がありましたら、専門家を派遣して対応していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○岩本浩治委員 ぜひお願いしたいんですね。阿蘇は、どこからどこまでが玄関かわからないんです。家の中に草原があるようなところですし、山の中に家があるような感じですから、自分たちで自分の敷地内の範囲あたりにわなを仕掛けていきたいというようなことでございますので、ぜひお願いをしたいと思います。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○橋口海平委員 きょう、部長の挨拶で、工事に係る協賛金の挨拶がありました。その中で、漁業権を濫用した根拠のない金銭の受け入れという部分で確認というところがあったんですが、これに関しては、漁協だけに聞き取り、それとも協賛者についてもそういう聞き取り調査というのは行っているのでしょうか。

○門崎団体支援課長 冒頭で部長が申し上げました、今年度から、巡回指導あるいは常例検査の際に、そういった協賛金ですとか協力金あたりの受け入れがあれば、それがどういう根拠に基づくものなのかという視点で、我々漁協を所管する団体支援課としては、そこを調査するというところでございます。

その前段で、話をしましたように、昨年11月に、県内13の内水面漁協に対しまして調査をいたしました。それは、もうあくまで私どもが、その漁協を所管するという立場で調査をさせていただいておりますので、今回のその一連の動きの中で、建設業の団体のほうに

調査をしたということでは、農林水産部は実施をしてないということでございます。

○橋口海平委員 それだけでは片方からの意見しか聞くことができない。建設業の方々には、これに対してはやっぱりしっかりと県のほうも関与してほしいという思いがあります。ぜひ、これは協賛金を払ったところもしっかりと聞き取り調査というものを行っていただいて、どういう状況かというのも確認をしていただきたいと思います。要望です。

○門崎団体支援課長 昨年も御指摘をいただきましたように、こちらにつきましては、土木部とも連携をしながらというようなお話を頂戴しておりますので、今の委員の御指摘につきましても、土木部のほうと、またどういった対応ができるかというところは、検討してまいりたいと思います。

○山口裕委員 関連して。

使途についても適切な繁殖保護活動が行われているか確認するって、これはなかなか難しいと思うんですけども、どのようなお答えか、もうちょっと詳細にお願いします。

○中原水産振興課長 水産振興課でございます。

内水面の漁協さんには、増殖の義務というものは課せられておきまして、水産振興課におきまして、毎年、内水面の各漁協さんを対象に、魚種ごとに繁殖保護活動の実績及び次年度の計画についてのヒアリングを実施しております。ですので、実績の中で、予算といいますか、財源といったものを確認することができれば、そういうところがわかってくる。その中で、今団体支援課が行われる検査での使途ということと突き合わせるという形でチェックをしていけるのではないかとこのように考えているところです。

○山口裕委員 今のは理解したんですけれども、じゃあ、これ内水面の話だったと思うんですけれども、団体支援とか水産の振興の観点からいうと、今後は、内水面に限らず、こういう指導になっていくのかなというふうに勝手に推察するんですけれども、ちょっとそのお考えをお聞かせください。

○門崎団体支援課長 今水産振興課長がお答えした分につきましては、内水面漁協に対する増殖義務という観点からチェックをしているのと、我々が行います巡回指導であるとか常例検査の中で突き合わせていくということでございます。先ほどの増殖義務というのが課せられておりますのは、あくまで内水面漁協ということでございます。

一方で、工事の協力金、協賛金というところでいきますと、沿海の漁協の中でもそういった受け入れをしているところがございますので、そちらの沿海漁協につきましては、我々団体支援課のほうで、そういった協賛金、協力金についてはチェックをしていきたいと思っております。

○山口裕委員 団体支援課、さまざまな団体を指導されていると思いますが、最近では、農協において、自己改革のもと、私は改革が進んでいるんじゃないかなという評価はしているんですが、皆さんは、現状、その農協の自己改革についてどのような評価を下しているのか、ちょっと見解を教えてくださいなと思います。

○門崎団体支援課長 委員御指摘のJA、農協におきます自己改革の取り組みということでございますけれども、御承知のとおり、平成27年に、国のほうが農協改革という方針を打ち出しまして、この5月までがその集中取り組み期間ということでございました。

その中で、一連の動きがございまして、先日、その全中が一般社団法人化することもありましたし、この9月をもちまして、JA中央会、これは連合会組織に変わるということで、名称自体は、そのまま中央会という名称を継続されますけれども、そういった動きの中で、その生産者の所得の増大でありますとか生産量の拡大、あるいはその地域貢献というような目的の中で、14JAでございますけれども、それぞれの地域で実施をなさっていらっしゃいます。

加えまして、昨年12月に、JAグループの県大会というのがございまして、その中で、県下11JA構想というのが以前からございました。その中で、今玉名と天草がまだ非合併地域ということで、14JAでございますけれども、その動きをさらに加速化させるということで、県域構想というようなものを打ち出されております。

これは、まさしく先ほど申し上げました3つの目的に沿った形で、効率化ですとか、経済改革ですとか、そういった面が同じ方向を向いていると思っておりますので、今後、我々県といたしましても、そういったJAグループ独自の動きを全面的にバックアップはしていきたいと思っておりますのでございます。

○山口裕委員 バックアップはわかるんですけれども、じゃあ今まで皆さんが行われとった常例検査等と合致して、どうだったのかという評価を聞いてみたいと思います。ただの指導も含めてですよ。

○門崎団体支援課長 JAグループ、我々、先ほど申し上げました常例検査でありますとか巡回指導あたりで、それぞれ農協の取り組み等々はチェックをさせていただいております。

その中で、国の動きとしましても、実際、



その生産者の思いとJAの動きというのが一致をしているのかというような調査もしております。それは昨年度から毎年チェックをしておるところでございますけれども、その中で、やはり農協自体の考えと実際の組合員の方々の考えというのは、まだ格差があるというようなところが出ているという調査結果が出ておりますので、私どもは、そこがJAの組織としての動きと、それからなかなかその末端の組合員さんまで伝わっているのか、そういった動きがなされているのかというところは、まだ少々乖離があるかと思っておりますので、我々、その指導する立場といたしましても、生産原課と一緒にあって、その乖離を少しでも縮めていければというところがございます。

○山口裕委員 乖離ですね。県が、これまで、その計画の見直しを進めるに当たって、農家の皆さんとそのJAの意識の乖離、ちょっと縮まったかもしれないんですけども、今度は、逆に、各地域と組合の進めてきた改革内容が、例えば、地域にとっては唯一の小売店だったAコープが廃業して、何でこういうことになるんだということも地域では起きている。これを皆さんがどう——JA、自己改革をやったわけですから、これをどう補完してやれるのかというのは大きな課題なんですよね。これは、自己改革だ自己改革だということだけで、皆さんが放置するのであれば、それはJAがちょっとかわいそうだなという思いにもなりますし、やっぱりそれを補完してやれるのは、県なりの団体支援のありようじゃないかなというふうに思うんですよ。もう地域では、本当にAコープをなくした今の代表理事はだめだなんていう個人攻撃になってますので、そのあたりを皆さんがしっかりとちょっとでも補完してやれるような投げかけとか、そういうことをやってほしいなというのが1点あります。できそうですか

ね。

○門崎団体支援課長 まさしく今委員が御指摘をいただきましたように、あるJAの中で、地域の方々が存続を望まれておられるようなAコープが廃止をされたということで、各地域のほうでいろんな声が上がっているというのは我々も承知をしております。

我々、視点といたしまして、毎年、巡回指導の視点あるいは検査の視点ということで策定をいたしましたが、今回、その国の動きといたしましても、単なる事務的なチェックだけではなくて、将来を見据えたところで、どうあるべきなのかというような対話形式で農協の執行部と対話を重ねながら、組合員の意向を踏まえた将来的な構想に向けて、どう近づけていくのかというようなところで指導していけというような方針も打ち出されておりますので、委員の御指摘をいただきましたように、組合員の方向性を経営陣が見誤るようなことがないようにところで、我々も、そこは指導といいますか、チェックをしていければと思っております。

○山口裕委員 十分地域の状況も踏まえた上で、これからもよろしくお願いします。

○溝口幸治委員長 ほかにありませんか。

○吉永和世委員 漁業取締費ですかね、102ページです。

今回、委員会で、新造船の問題で、地元の造船関係が参加できないという話があって、その漁業取締船法定検査関係工事費と載っているんですが、これは、地元は対象になっているんですか。そこら辺を。

○中原水産振興課長 水産振興課でございます。

地元企業が対象ということで、地元企業に

やっていたところでございます。

○吉永和世委員 これは、地元の造船所でやられたということ、それは、もうその方向で今後も進んでいくということで考えてよろしいですか。

○中原水産振興課長 うなずいているばかりで申しわけございませんでした。

今後とも、近い造船所、使えるところを優先的に考えていきたいというふうに考えているところです。

○溝口幸治委員長 ほかにございせんか。

なければ、ちょっと私から2点、午前中の議論と昼の議論で、鳥獣対策、鳥獣保護対策の件がありました。

午前中の議論でも、自然保護課だ、むらづくり課だ、いろいろなところが重なるというのがありましたので、ぜひ、各部各課で情報をしっかり共有してもらって、総合的な対策をやっぴり全庁的にやっていただくということを、今回しっかり議会からも皆さん方に指摘をさせていただきたいと思っていますので、その対応をひとつよろしく願います。

それから、もう1つ、内水面の話ですが、これは、私の記憶では、初めてこの決算委員会の指摘事項、検討を要する事項の中に書き込まれたんですね、この内水面の話は。これ、ずっと昔から、実はもうみんなわかった問題なんだけれども、初めてこう表に出てきたというふうに記憶をしています。

そこで、執行部からは、今年度、漁協の指導方針等を改定し、巡回指導や常例検査の際に、漁業権を濫用した根拠のない金銭の受け入れや漁協の設置目的から逸脱した事業執行が行われていないかについて確認と指導を行うよう徹底したところですが、加えて、目的に沿って適正に魚族の繁殖保護活動が行われて

いるか確認するとともに、その活動内容を納付者に明らかにするよう指導してまいりますということで、相当踏み込んで、皆さん方が今できることもやっていただくような対策をとっていただいたということで、ある一定の評価はできると思います。

しかしながら、きょうの新聞でも出てました熊本市漁協の話、あるいは球磨川漁協の話、再三県が法に沿って指導しても、なかなか組織の体をなしているとは言えない。あるいは、先ほどありました協賛金の授受についても、なかなか不明瞭なところがあるということで、もちろん執行部は法に基づいて対応しなければなりませんので、やれる限界があるんだということはわかってます。法に沿ってやっていただくというのもわかっていますが、もう一つ皆さん方に気をつけてほしいのが、やっぱり県民目線というか、そこですね。

多くの県民の皆さん方、あるいは熊本市漁協のことを考える熊本市の皆さん方が漁協を見て目というのは、非常に厳しいものがあります。そこに対して、県の対応が——県は、法に沿ってしっかり対応しているのは、我々は議員ですから十分わかりますが、そこがどうもしっかり対応しているとは県民には映っていないのではないかと考えています。

協賛金の話にしても、これ国民の話だからということで、長年、わかっているけど知らないふりをしてきたんですね、行政は。そういうのが、もう通用しないような時期に来るといふふうに思いますので、今回部長から話があったように、一步前進して評価はできますが、さらに県民目線に立って、何ができるのかということ、ぜひ——知事の言葉でいえば、極限まで追求していただく、そのことをぜひお願いしておきたいというふうに思います。

ほかに皆さん方からありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 なければ、本日の委員会はこれで終了いたします。

今回は、10月11日金曜日午後1時に開会いたします。

土木部の審査となりますので、よろしくお願いたします。

以上で終わります。

午後2時46分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長